

令和4年第7回ニセコ町議会定例会 第2号

令和4年9月15日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問
- 4 発議第 4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案
(産業建設常任委員会報告)
- 5 決議第 1号 特定放射性廃棄物の処分に関する決議
(提出者／ニセコ町議会議員 篠原正男ほか9名)
- 6 議案第 1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について
- 7 議案第 2号 ニセコ町教育委員会教育委員の任命について
- 8 議案第 3号 指定管理者の指定について（ニセコ町堆肥センター）
- 9 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算
- 11 議案第 6号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 12 議案第 7号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
- 13 議案第 8号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 14 議案第 9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算
- 15 議員派遣について
- 16 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
- 17 閉会中の継続審査の申し出について
(総務常任委員会)
- 18 閉会中の継続審査の申し出について
(決算特別委員会)

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	山	本	契	太
会	計	加	藤	紀	孝
管	理	福	村	一	広
者		青	田	康	二
総	務	高	瀬	達	矢
課	長	鈴	木		健
長		富	永		匡
防	災	桜	井	幸	則
專	門	中	川	博	視
官		山	田	浩	二
企	画	石	山		智
環	境	齋	藤		徹
課	長	三	上		進
長		黒	瀧	敏	雄
税	務	橋	本	啓	二
課	長	石	山	康	行
長		樋	口	範	幸
町	民	浅	井	理	登
生	活	片	岡	辰	三
課	長	阿	部	信	幸
長		中	村	正	人
保	健	淵	野	伸	隆
福	祉	三	橋	公	一
課	長				
長					
農	政				
課	長				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
農	政				
課	参				
事					
長					
国	営				
農	地				
再	編				
推	進				
室	長				
商	工				
観	光				
課	長				
参	事				
都	市				
建	設				
課	長				
参	事				
上	下				
水	道				
課	長				
総	務				
係	長				
財	政				
係	長				
教	育				
長					
学	校				
教	育				
課	長				
町	民				
学	習				
課	長				
こ	ど				
も	未				
来	課				
長					
学	校				
給	食				
セ	ン				
タ	ー				
長					

○出席事務局職員

事	務	局	長	前	原	功	治
書			記	佐	藤	秀	美

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、篠原正男君、2番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の諸君です。

次に、去る9月8日に決算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われた結果、決算特別委員長に榊原龍弥君、同副委員長に篠原正男君が互選された旨の報告がありました。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

齊藤うめ子君。

○5番（齊藤うめ子君） 皆さんおはようございます。通告に従いまして、一般質問を4件させていただきます。

1件目は候補者男女均等法についてです。この候補者男女均等法というのは、正式な名称は「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」です。これは2018年5月に成立し、そして昨年2021年に改正されました。その改正について質問をさせていただきます。来年の統一地方選挙を控えて、候補者男女均等法について伺います。

(1) 候補者男女均等法第3条には、地方自治体の責務として、政治分野の男女共同参画を進めるた

めに必要な施策を策定・実行することを明記されている。ニセコ町として、必要な施策を挙げていただきたいと思います。

(2) 候補者男女均等法 5 条（改正 6 条）には、地方自治体の責務として、政治分野の男女共同参画推進に資するよう、その自治体の「社会的障壁及び当該取組の状況」の実態調査・情報収集を行うことと明記されていますが、これまでにやってきた実態調査・情報収集はありますか。

(3) 地方自治体がすべき政治分野の男女共同参画推進のためとして、啓発活動（6 条）、環境整備（7 条）、人材育成（8 条）が明記されております。それぞれどういう、事業をどのように推進する予定か。推進していく部署とその推進体制について伺います。

(4) 性的な言動等に起因する問題への対（改正 9 条）が新設されましたが、町としてハラスメントなどの相談体制をどのように、いつごろまで整えるお考えか。

以上、町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 本定例会よろしくお願ひいたします。

それではただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の町としての必要な施策でございますが、まちづくりを進めるためには人材の育成が重要なものと考えております。人材育成を実践している団体などへの補助金を交付するなど、今後とも人材育成に努めてまいりたいと考えております。

2 点目の実態調査についてですが、内閣府が令和 3 年 3 月にまとめた「女性の政治参画への社会的障壁などに関する調査研究報告書」の中で、立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査を見てみますと、断念した理由の上位 3 項目は、立候補に係る資金の不足、仕事や家庭生活のため選挙運動とその準備に時間がない、知名度がないというようになっており、女性も男性も同じ回答結果となっているところでございます。

3 点目ですが、国からの情報などをもとに、男女共同参画に関する啓発及び人材育成に努めてまいりたいと考えております。なお、環境整備、事例であります、ハラスメント対策・出産・育児・介護などとの両立支援など、また、そのほか議会へのオンライン参加などについては、今後議会とも相談させていただきたいと考えております。なお、男女共同参画社会の推進は、企画環境課の所掌事務となっているところでございます。

次に 4 点目につきましては、内閣府による地方議会議員に対するアンケート調査結果報告書によりますと、ハラスメントをなくするために有効な取組の上位 3 項目は、男女共に議会による議員向け研修、ハラスメント防止のための倫理規定の整備、相談窓口の設置となっております。また、立候補を断念した者に対する調査では、選挙管理委員会事務局・政党・議会事務局などでの相談窓口の設置、有権者・支援者・議員への啓発や研修、監視機関の設置ということになってございます。全般的な事項であります、本町ではまちづくり基本条例第 10 条第 2 項において、国籍・民族・年齢・性別・心身の状況・社会的または経済的環境などの違いに配慮し、お互いが平等であること、第 31 条では審議会などの委員の構成にあたっては、一方の性に偏らないよう配慮することを定めて実践してきているところでございます。今後、先ほどご紹介した内閣府の調査結果も踏まえながら、多くの皆さ

んが政治に参画できるよう配慮し、まちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5 番（齊藤うめ子君） まずお伺いしたいことは、昨年 2021 年、この法律が改正されました。というのは 2018 年、法律を制定したんですけれども、努力義務というところがあったり、全体的に日本全国積極的にするところとしてないところとばらつきがありましてですね、それで一步踏み出さなければ女性の政治への選出、センセン選出というか、あれはまだまだ望めないという結果、去年もっと厳しい責務ということで条例を改正したわけです。その中には、最後にあるハラスメントの問題もありますけれども。

町長、実はですね、私これ、地方議会人という本を持ってまいりました。これは議会事務局に毎月配られる本なんですけれども、この 5 月号にですね、「ガラスの天井を打ち破れ、女性議員と地方議会」というのがありまして、この中で非常に私は関心持ったところがありまして、それは兵庫県の小野市です。私も神戸に住んでましたので、隣の隣なんですけれども、ごく近い市でした。人口 5 万人の市なんですけれども、これ全国から非常に注目されておまして、どんな施策をとったかっていうことが、私は小野市長の蓬萊務市長に直接 8 月末にお電話させていただきました。その中で、ここに書いてあるんですけれども、この施策がですね、まず今まで潜在的に埋もれていた女性の能力を、やはり掘り起こしたということが私はすばらしいなと思っています。この中にも書いてあるんですけれども、やる気とやる場を提供する。で、早速市長が就任した 2011 年ですか、あ、もっと前でした。ごめんなさい。それから 1999 年ですね、今度 6 期目とおっしゃってましたので。それからどういう施策を、これは非常に全国で注目されている施策なんですけれども、4 年に 1 度ですけど女性議会を、全く本物と同様のものを開く。それからですね、「おのウィメンズ・チャレンジ塾」というのを毎年開催する。これ市がやってるんですよ。それから、これは非常に最初は賛否あったようなんですけれども、小野市民には大変受け入れられてきた。自治会役員女性参画推進事業補助金制度というのを設けて、自治会の 3 役を女性にすれば補助金を出すというものです。これがきっかけになって、この中から女性議員が立候補する方向につながっていったという事実もあります。で、市長はこうおっしゃったんですね。「私は本心としては女性議員をどんどん輩出しようと思ったり、増やそうと思ったわけではない。潜在的に埋もれている能力、そういうものを発掘して、そしてまちづくりに活用していきたい」ということがあるとおっしゃってました。その結果としてですね、小野市としては結果的に大成功ということで、そして前回の 2019 年の選挙では、16 名中 7 名の女性が議員になりました。これは 43% にあたって兵庫県ではトップで、非常に注目されております。こういう具体的な施策をとって、この 3 つの施策ですね、女性議会を開催する、それからおのウィメンズ・チャレンジ塾、それから自治会の 3 役が女性になれば補助金を出す。ただ限定的なので最初は批判があったそうなんですけれども、あとではそういう批判はなかったということです。実は私は本当にね、お電話したとき 5 分って申し上げたんですけれども、そのあと随分待たされて、もう諦めてたんですけれども、そのあとに市長から直接お電話いただきまして、実質 70 分ですね、70 分市長からお話聞きました。大変参考になりました。こういうことはニセコ町でも参考にされてはいかげなかなというふうに思っています。で、その 70 分

待たされた一つの理由はですね、小野市長はニセコ町について徹底的に調べていらした、後からわかったんですけども非常によくご存じでした。これ大変うれしいことなんですけれども、そういうことがありました。

それで町長にお伺いしたいんですけども、町長はこの法律をこれからきちっと遵守するお考えはありますか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 男女共同参画に関して法律等の遵守ということでありますが、法律を遵守するのは我々の使命でありますし、もちろん遵守して進めてまいりたいと考えております。ニセコ町はまちづくり基本条例をつくるにあたって、こういった差別的な取扱いですとか、ジェンダー平等を含めて相当熱い議論をして現在条例に埋め込んでおります。その精神をもとに現在町政運営をしておりますので、ぜひまたそういった面でのご指導・ご支援賜ればありがたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 私、いま1項目ずつについて質問してるわけじゃなくて、全体について質問させていただいています。それで、各自治体でどのくらいの数が実施されてるかどうかわからないんですけど、つい最近ですね、こういう明石市、これも神戸市の隣のところなんですけど、明石市が主催した「ウィメンズ・アカデミーin明石」というのがパリティ・アカデミーの運営で開催されてます。これはまだほかにもあるようです。私は手元にこれしか、今すぐ手に入らなかったんですけども。

まず町長は、「男女は平等に考えています、能力があればどなたでも採用します」とおっしゃってるんですけども、女性の場合はですね、全ての分野にも関わってくるんですけども、まず能力を発揮する環境がまだまだ整備されていない。スタートラインにも立てない。同じ土俵にも上がれない。そういう状況じゃないかと思っています。ニセコ町にも大変すばらしい能力のある人材があふれているんですけども、大変残念なんですけれども、その方たちが才能・能力を発揮する場が、なかなかチャンスが出てこない。ですから、そこをニセコ町で検討してはいかがかかと思っています。

ちょっと蛇足じゃないんですけども、世界男女平等まで286年、国連が報告してるんですけども、一昨日のニュースです。これ私あの2009年に広報ニセコにコラムの中で国連の報告を載せてます。そのときは何と国連が世界の男女平等が実現するには、450年あまりかかるという報告を出してるんですけども、それからするとちょっとだけ加速したかなという感じがします。ですから、これからどういう施策を、町長の本気度を伺いたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ご指摘のとおり、我々SDGs未来都市の指定を受けてSDGsを推進しておりますが、その根底についてはどなたでも政治に等しく参加できる状況をつくっていくことは自治体の責務でありますし、我々も未来都市として、そういうことも項目の中にしっかり念頭に置いて進めているところでありますので、具体的にこういうものが必要ではないかということであれば具体的な提言もいただいて、その中で検討を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員、次の質問をお願いいたします。

○5番（齊藤うめ子君） はい。2件目にまいります。男性へのHPVワクチンの接種についてです。HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンは、世界的には男性への接種も当たり前となっている国が多いのが現状です。政府は女性だけでなく、男性へもHPVワクチン接種を推奨しています。オーストラリアでは88%、アメリカでは64%の男性が接種しています。日本でもようやく2020年12月に厚生労働省が男性に接種することを可能としています。男性も女性と同様にHPVワクチン接種を受けることが必要ではないかと思います。その理由は今ここにありません。後で説明させていただきます。

日本では男性に対するHPVワクチン接種について公費助成はなく、全額自己負担（税込約5万円）となります。男女を問わず町民の健康を考える立場から、男性へのHPVワクチン接種に対して町として公的助成をしてはいかがでしょうか。町長、教育長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今年8月4日開催の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会、予防接種基本方針部会でHPVワクチンの男性への接種について取上げられており、4価のHPVワクチンは一部の癌や尖圭（せんけい）コンジローマ、これは性病の一種であります。その予防に対する適用拡大が承認されているところですが、男性への定期予防接種の位置づけについては今後の検討課題とされているところでございます。ニセコ町ではこれまでも国の方針に基づき予防接種を実施しており、現状では当該ワクチンについては女性の定期接種としての勧奨を進めているところでございます。男性への接種に係る公的助成は、国の方針に基づいて今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。公的助成につきましては町の施策の範疇と考えており、教育委員会としてのHPVワクチンの男性の接種については町の施策に対応し、連携を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 町長もご存じかと思いますが、今年の6月16日ですね、道内で初めて余市町の町長自ら接種して、そして公的補助を予算としてあげました。まだまだこういうのは少ないかと思いますが、現実にはいろいろと、私は議長から、齊藤さんはこのワクチン接種に子宮頸がんワクチン接種に反対してきたじゃないか、それがこういう質問をするのはどうかと思うということは何度も聞かれましたけれども、でも国がもう許可して、積極的に推奨して進めているわけですから。ただ、いまだに副反応の後遺症に本当に苦しんでいる女性たちの問題は解決されておられません。ですから、この問題はまだ解決していませんけれども、日本では特に後遺症の割合が欧米に比べて高いということも事実だと思います。で、私もいろいろと、男性へのワクチンという問題は前から耳にはしていたんですけども、よく調べていきますとですね、このHPV感染症っていうのは性的接触によって男性から感染する性感染症の一種だということなんです。ですから、性的接触のない女性は感染しません。すると、HPVワクチンの接種は男性からこそ始めるべきではないかなという

ふうには私は思っています。そして男性にとってメリットがたくさんあるわけですね。女性はこれによって感染するのが1万1,000人ぐらいで、年間3,000人ぐらいが亡くなるというんですけれども、いろんなデータは様々見比べてもみたんですけれども、これはアメリカの例ですけれども、中咽頭がん、アメリカではHPVが原因となっているがんで、男性の中咽頭がんはこの子宮頸がんよりもっと人数が多いんですね。1万2,000人あまりというデータが出てます。それとですね、このHPVワクチンというのがですね、先ほど町長もおっしゃった尖圭コンジローマ、性病の一種なんですけれども、予防できるということは非常に明らかになっているそうです。そして、これ男性が感染してしまうと根治は非常に難しく、再発を繰り返したりします。このガーダシル、HPVワクチンの有効性は海外では非常に高く評価されていて推奨されています。ほかにも男性が咽頭がんとか肛門がん、直腸がん、陰茎がんの原因になることがわかっておりますので、がんの発症を予防することが示されています。接種年齢については女性と同様に性交渉の前に行うことが望ましいとされています。ですから男性も女性も同様に接種するのが理想的ではないかと思えます。海外で子宮頸がんワクチンで非常に命が助かったという症例がたくさんあるんですけれども、これは一つには私が今調べてるところでは海外では20か国は無料で定期接種としてやっているわけです。ですから、女性だけ受けて防いだというわけじゃなくて、男性の今言ったデータ、オーストラリアが一番多いんですけど88%、少しずつ増えてくると思いますが、男性にとってこそメリットがあるのではないかなというふうに思っています。まだまだ日本では知られておりませんのでね、それと補助金がもらえないということで、なかなか進めるのは時間が少しかかるかと思えますけれども、その間に男性も感染していろいろと困難な思いがあると思えますので女性同様に、ですから余市町と同様に、余市町だけじゃなく、全国でそういうこと始めている、実際はほかにもあるようです。そういうことを検討されてはいいかなというふうに私は思ってますので、再度町長にお聞きしたいなと思っています。

○町長（片山健也君） いずれにしても、厚生労働省の専門的な知見を持った皆さんがワクチン分科会の中で真摯な検討をされているという状況でありますので、そういった医学的見地が明らかになった段階で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斎藤うめ子君） ニセコ高校魅力化プロジェクトが真に目指すものは何か。ニセコ高校は定員割れが続く中、これまでも様々な生徒増のための施策を試み、高校を存続させるための改革を行ってきました。この度また新たにニセコ高校魅力化プロジェクトのための検討委員会を設置し、教育改革を進めようとしております。このプロジェクトが真に目指すものはどのようなものなのか、教育長と町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 議員ご指摘のニセコ高校魅力化プロジェクトとは名称は異なりますが、教育委員会では令和4年6月1日付でニセコ町立北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会を設置したところでございます。設置の趣旨や目的につきましては、地域創生の観点から地域と連携協働し、生徒から選ばれる魅力あるニセコ高校づくりを推進する。ため、検討委員会はニセコ高校の魅力化について検討協議するものでございます。

ニセコ高校の改革につきましては、これまで多くの取組みがなされてきているところでございます。その成果につきましては、効果があったものと認識しております。しかしながら、近年の少子化の影響は避けられず、定員割れが続いているところでございます。教育委員会としては本検討委員会の審議の経過や答申を受けて、また、町民講座などを開催し、町民の皆さんのご意見なども参考にし、最終的な判断をしてみたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○町長（片山健也君） 北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会の設置の趣旨や目的に関しましては、ただいま教育長が答弁したとおりですが、町としましても引き続き教育委員会と連携し取り組んでみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 高校魅力化プロジェクトっていうのは、いつスタートしたかご存じですか。これ海士町にある島前高校が最初にスタートしたんですけれども、私もちゃんと書いてきたんですけれども、もう14年か過ぎてます。ニセコ町で昨年ですね、たぶん藤岡慎二さんという方をお呼びして講演をされたかと思うんですけれども、この中にですね、もう全国定員割れもしない、都会でもどこでも魅力化プロジェクトっていうのはやってるんですね。で、それぞれが工夫を凝らして、どうやったらより多くの生徒を集めて、どんな教育ができるかっていうことで、もうすごい努力をしてるっていうのはここに書いてあります。隠岐島前高校というのがもちろんスタートの始まりだったんですけれども、そのときの山内町長なんですけれども、どういう改革をしたかっていうことは、前にも資料取ってましたし、今回も読みました。で、それから14年経って、2002年スタートして、名前は魅力化プロジェクトで魅力的に思えるかもしれませんが、これももう全国でどんだんどんだん同じ名前のをやってるんですね。

そして今回、視察研修旅行という計画を立ててます。議会だより8月号で予算のことで質問してるんですけれども、教育長が「これまでも視察や検討をしてきたけれども具体的な方向性は出ていない。今回は検討委員会を設置して意見をいただき、ある程度そういう意見を尊重し具体的な一步を踏み出そうと進めている。後志管内の状況や子どもたちの進学動向を踏まえ、こちらで方向を出し過ぎて議論するよりも幅広く視察し、検討委員の意見をいただくことでニセコ高校の在り方を目指して進めたい」という答弁をされています。私の知ってる限りですけれども、教育委員会は豊後高田市を視察して、白馬高校を視察しています。その後のその成果というのはさっきあったというふうにおっしゃいましたけれども、どのような成果に現れてるのか、そのあとに生徒減もまた起こりましたし、今は1学年20何人とか定員割れはしてますけれどもね。全国がもう同じように魅力化魅力化しているところで、私も調べてますけれども、まずはですね、教育委員会の委員さんが私はニセコ町の過去、いろいろ勉強をしっかりと、ニセコ高校をどうするかということをもっと徹底的に勉強して、各委員さんがこういう学校がモデルだったらということであれば、団体で行くんじゃなくて個人で言ってもいいんじゃないかなと、これは私の考えですけれども。豊後高田市は日本一の公営塾として名をはせたところなんですけれども、どこの塾もですね、やはり学力、学習のことにまず力を入れて、その過程でいろんな活動も入れていっています。やはり学力を高めるということは非常に重要なことなので、格差を生まないようにする。今年の道内の学力検査の結果、あまり詳しく私まだわかりま

せんけれども、まず学力をきちっとつけるのが公営塾だと思っていたんですけれども、まだそれはスタートされていない。これちょっと外れることになりますからはしよりますけれどもね、研修視察旅行、それは時間とお金と余裕があれば、どこでもご覧になったらいいかと思えますけれども、前回菊地教育長はフィンランドの教育まで視察に行かれています。その報告私は聞いておりませんが、その結果このニセコ町の教育にどれだけその成果が反映されてるのか、どうしても見えないんです。ただあちこちあちこち回って歩いて、それぞれが地元に合わせて問題を検討していくわけですね。ですからニセコスタイルの教育とかタイトルは立派なんですけれども、本当にこのニセコ町のどうなのかっていうことがあります。

(スマホの呼び出し音あり)

○5番(斉藤うめ子君) すいません、失礼しました。そういうことで、私は視察研修の前に、まずニセコ町をよくこの歴史から、それから高校の推移ですね、そういうことをきっちり勉強することが大事ではないかなと思ってます。教育委員さんも外部から来られた方も多いように思いますので、その辺のところをしっかりと捉えて考えられてはかがかなと思ってます。

一つの提案ですけれども、私は前からニセコ町というのは、やはりこれだけ世界のパウダースノーとして認められている雪国であって、そしてもっともっとスキーとか冬のスポーツですね、そういうものに力を入れて、それこそニセコ高校魅力化プロジェクトの中に目玉として入れてはどうかなというふうに考えてます。それと色々な成功した方の例を見てますけれども、よそ者、若者、変わり者というのをどんどん入れていく。この要綱見てますとね、予算なんか見ると、地元の中学校、中学2年生から早くにパンフレットを配るとか、そういうことを予算の中に入れてますけれども、もっともっと海外からも入れてもいいと思うんですね。このニセコ町のスキー、冬のスポーツ、世界中から子どもたちを集めて、やはりこういう環境を生かした教育を推進することが魅力化プロジェクトの一番ではないかなというふうに私は思ってます。

ですから、まず申し上げたいのは、教育委員会でもっともっとオープンで検討して、それを町民の皆さんに公開していくことではないかなというふうに思っています。どこでもいいから適当にあちこちあちこち視察して歩くのではなくて、そこは検討していただきたいなというふうにかねがねずっと思ってきました。ですから、検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長(猪狩一郎君) 斉藤議員、これは要望ですか。

○5番(斉藤うめ子君) 質問です。

○議長(猪狩一郎君) 教育長。

○教育長(片岡辰三君) まずは過去のニセコ町でのいろいろな取り組みについて、委員会としても十分振り返って勉強しなさいというご指摘ですので、それらについてはこれまでも検討してきたところではございますけれども、さらに教育委員会としてもいろいろと研究・検討をしてみたいというふうには考えてございます。なお、今回の魅力化検討委員会につきましては、ニセコ町内の委員だけの視点ということではなくて、やはり幅広い意見を取り入れて、ニセコ高校にとってどういうことが本当に魅力的な学校にできるのかということを探さなければならないと考えてございます。そういう中で、今いろいろご指摘等ありましたけれども、視察につきましては委員ご指摘のような適当

にというようなことでは決してございません。当然これまでの他県や道内のいろいろな取り組みを十分精査した上で、委員それぞれ皆様お忙しい中、実際に行ってきてございます。今回につきましては、剣淵高校や有朋高校の遠隔授業を全道の各学校に配信するというようなことや、石狩翔陽高校とか大規模校での取り組みの様子なども含めてきちっと視察をして、それを委員の皆様が広く検討、あるいはそれぞれ情報収集、現在はインターネットなどでかなり多く情報収集できますので、いろんなことを検討して審議していきたいと考えてございます。そういう意味で町民講座も当然開催して、あるいはアンケート等もとって、広くニセコ町の皆さんのご意見も踏まえた上で、ニセコ町にとってのあるべきニセコ高校を目指していきたいと。当然地元の中学生から選ばれる学校、そして定員40名が満度に集まるような学校を目指して、それが結果として魅力ある高校になるというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま斉藤議員さんからいろいろご質問ありましたが、これまで豊後高田へ教育委員さんに行っていました。その結果、やっぱり公営塾も大変重要だと。公営塾というのは単に学力をつけるだけではなくて、子どもたちが自ら考えて自己実現をできる、生き生きと生きていく、そういうような能力をつけることが大きな主眼であるというふうに思います。教育委員会ではそういったことを踏まえて未来ラボというものを現在動かして、さらにこの公営塾を強化していくものと私は期待をしているところであります。

また、白馬高校へも行きましたけど、白馬は観光の専門的な学校に特化をしております、これは当時県の教育長が白馬に入って相当なご努力をされて、現在のように大きな転換をする白馬高校が実現できたということで、そのご苦労なんかも十分聞いて、これからのニセコ高校に生かしていきたいということで、教育委員会の皆さんは考えて行動されているものと考えております。それぞれの課題があって、その課題解決のためにこれまでも視察をしていただいておりますので、その辺はご理解をいただければと思っております。

ただ、今回教育委員会での検討会を立ち上げて、真摯な議論をしていただく中で、幅広い議論を集約したり、多様な価値観を入れようということでもあります。町からは現状こうだからこういった方針でということ示さず、教育委員会が教育委員会として検討を進めていただいておりますので、それは町としても大いに期待をし協力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） では、次の質問に入ります。

4件目です。コミュニティ・スクールに主権者教育の場を。コミュニティ・スクール（以下CS）は教育委員会が設置して、2005年から全国に導入を進めている制度ですが、ニセコ町教育委員会は2017年に導入し、5年目を迎えています。CSは学校・家庭の保護者・地域が協力し合って、社会全体で教育に取り組むことが重要であるとしています。

しかしながら、これまでの活動には学校の主体であるはずの子どもたちの「声」が聞こえてきません。子どもたちの主体性を反映した活動を展開していくには、幼児から児童・生徒が各人の思い・考

え・夢や理想を語り合える場、議論をする場＝「自分たちのことは自分たちで決める」という議論を重ねることが「主権者教育」の元となるのではないかと思います。それがCSに課せられた最も重要な役割になるのではないかと考えています。教育長と町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員がおっしゃられるとおり、主権者教育の場を持つことは必要だと考えております。学校においては選挙の意義や仕組み、児童、生徒会活動やボランティア活動などにおいて、主権者教育を行っております。さらにニセコ町では、まちづくり基本条例第11条に「満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利」を保障しております。この権利を保障するための具体的な取組みとして、子ども議会や小学生・中学生まちづくり委員会を設置し、子どもたちのニセコ町に対する思いや考えなどを語り合い、さらには問題解決に向けた取り組みなどを行っており、それが主権者教育の場や社会参画の機会の充実となっていると考えております。

ニセコ町教育委員会では、目指す子ども像として「ニセコに誇りを持ち、たくましく生きる人」を育てることを目標に、平成29年4月からニセコ町コミュニティ・スクールを導入しております。ニセコ町のコミュニティ・スクールでは幼小中高を連携し、学校運営協議会の運営や部会を設置するなどして、それぞれが学校運営に関わり、学校を支援する取り組みを行ってきております。

このように、ニセコ町のコミュニティ・スクールは子どもたちがニセコ町を故郷とし好きになってもらえるよう、学校と保護者、地域の人が連携して活動を行っている場となっております。現時点では「主権者教育の主な場」としての位置づけはしてございません。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） コミュニティ・スクールの取組みに関しましては、教育委員会が様々な委員の皆さんのご意見をもとに適切に推進しているものと考えておりまして、町としましても教育委員会の取組みを引き続き支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○5番（齊藤うめ子君） 今年の・・・

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員、指名してからお話してください。

○5番（齊藤うめ子君） すいません、失礼しました。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 今年の広報ニセコ2月号にですね、コミュニティ・スクールの特集が載りました。6ページにもわたっている特集なんですけれども、これどう見ても全て大人たちがいろいろと計画を練っている。私もこのコミュニティ・スクールができたとき、学校ボランティアにすぐ登録しました。タイミングが合わなくて、一度だけボランティアに参加しています。ここ、写真も載ってたんですけども。そういうことがありまして、ただこういうせっかくの幼児から高校まで一貫したコミュニティ・スクール、これはもっと、そしてここで見る限り、あるいはインターネットで見る限り、保護者・学校保護者・先生・委員、20名の大人たちがほとんど中心になって計画を練っていくわけです。やはり子どものため、いろいろと書いてますね、委員長さんも。それから、人生を伝える仕掛けの場をつくるとか、大人の責任とか、そういうことをおっしゃってるんですけども、ここに一

一番大事な子どもの声、子どもの意見、子どもの議論、そういう場が一切見られないのが、私は何か違和感を非常に感じました。

私事で申し訳ないんですけども、これ 2000 年なんですけれども、イギリスにある世界で一番自由な学校と言われるサマーヒル・スクールを視察しました。2泊3日だったんですけども。そこでは毎週フライデー・ミーティングというのがあって、子どもたちに自分たちのことを議論させて決める。毎週やっていますから、それも4歳から17歳の子どもたちが集まって、そして議論をするわけです。インターネットに出てくる内容はその後ちょっと変わってくるんですけども、そこは全寮制ですけども、小さい子どもは近所から通ってる子どももいるんですけども、規則を自分たちで決める。時には500もそこで決める。それに対して、自分で自己責任、自己責任というか自分で責任を持って守る。そういうことを繰り返し繰り返し毎週やっていくわけですね。これはすごく重要なことだと思います。ほかの国の主権者教育なんかを見ましてもね、子どもたちにテーマを挙げるんですけど、例えばロシアの戦争をどう思うか、ウクライナの戦争をどう思うか、大きいのはそういうことなんですけども。学校でこんなことがあってやりづらいよとか、本当に身近なことからテーマを決めて議論をし合うわけです。そしてそれを自分の責任で守って、その結果どうだったかっていうことを毎週のように議論していく。だいたい2時間ぐらい聞いてますけれども。そういうことがまさにこのコミュニティ・スクールに取り入れることが、私は非常に重要ではないかと思っています。この制度というのは教育委員会がつくった制度なんですよ、ここに書いてあるとおりなんで、学校と地域の人たち、保護者、地域が意見を言えるようにして、学校運営をしていきたいと思いますということなんですけれども、主体になるのは子どもたちなんです。ですから、こういう場を活用して、もっともっと議論をする場を毎週、毎週が難しかったらもっと間隔があってもいいんですけど。子ども議会、年に1回あるかないかなんですけれども、子ども会議ですか、とかいろんなことは聞いてるんですけども、私も2、3出席したことはありますけど、あれではまだまだ足りないんじゃないかなというふうに思っています。欧米の議論を聞いてると、もう本当に小さい幼稚園児からそういうことをやってるんですね。それが当たり前。ですから、投票率も非常に高いです。自分たちの声を反映して考える。政治、自分たちの社会情勢がどうなっていくかっていうことを非常に一生懸命考えて、そして選挙に臨むわけですから、非常に投票率も高いですし、これは非常に重要なことじゃないかなと思っています。今18歳選挙が取り入れられて、一時はよかったんですけども、そのあとはだんだんだんだん、18歳・19歳の選挙者が平均すると30%に落ちているという事実があるんですね。ですから、これ学校でもあんまりやったことがないことですので、いきなりと言っても難しいことはあるかもしれませんが、そこをコーディネートする人達は非常に力のある方なんです。だからそれこそそういうことを検討してはいかがか。やっぱり町民、小さいときからそういう教育をして育っていく。時間がかかりますけれども、それが非常にこういう場こそ利用して、全部連携してますからね、5校ですか、幼稚園から小学校・中学校・高校、そういう場をもっともっと積極的に検討してもいいかと思っています。

それでこれ蛇足になるかもしれませんが、前にも私申し上げてるんですけども、外部から来た人達にホストファミリーの制度をつくるとかね、ニセコ町に滞在しなくてもホストファミリー

制度を創設するとか、交流するとか。小学生・中学生・高校生だけでなくもいいと思うんです。国際交流員だとか地域おこし協力隊とか、そういう人たちのホストファミリー制度を設定して、いろんな交流をすることも非常に有効になるのではないかなというふうに思っています。検討していただきたいなと思ってますけど、そういう制度についてどのように考えられますか。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員のおっしゃられている主権者教育の意義につきましては、私どもも十分重要であるというふうに考えてございます。毎週というのはちょっと難しいと思いますけども、いわゆる学習指導要領にのっとりまして、それぞれの発達段階に応じた幼小中高のところにおきまして、各学校はそれを踏まえて適切にやっているというふうに理解してございます。また、コミュニティ・スクールの中でそれをやったらどうかというご指摘でございますけれども、ニセコ町のコミュニティ・スクールの委員の方は非常に積極的にいろんなことに取り組むという姿勢がありまして、今学校で活動できないようなことを委員として、あるいは委員からさらに拡大してボランティアの方の協力を得て、体験できないそういった取り組みをして成果を上げているところでございます。教育委員会としては、委員や学校のほうからぜひコミュニティ・スクールでそういう主権者教育をやってほしいというようなことがあれば、それについて今後検討するということはあるかなと思っております。よろしくご理解ください。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 教育委員会の所管でありますので、私が特に答えるということではないと思いますが、齊藤議員、この3月まで社会教育委員長という立場でおられたというふうに承知をしています。まさに齊藤議員がおっしゃったことを社会教育委員会の場で話して、実践をしていくという役割が社会教育委員会の中にも当然あるのではないかと思います。ぜひともそういった面でのご指導・ご支援を賜れば大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 最初にちょっと申し上げたように、このCSっていう組織は書いてあるとおりになんですけれども、ただ教育委員会にちょっと聞いてみましたら、各自治体で独自の体制をとっているということで、やっぱり子ども中心に検討するとか、そういうことをやっているところはあるようですっていうふうに教育委員会の方がおっしゃってました。ですから、かなり柔軟に活用できるのではないかなというふうに思っています。これ組織だから、このとおりにやらなくちゃいけない。今のニセコ町を見てるとまさにそのとおり、全て学校の指導要領に基づいてやっています。そっからはみ出るのがなかったら進歩はないと思っております。検討してください。

○議長（猪狩一郎君） これは要望ですか。

○5番（齊藤うめ子君） してほしい、いかがですかっていうことなんですけれども。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 繰り返しになりますけれども、日本においては学習指導要領が基本であるという状況がございますので、それ以外に各学校が積極的にいろいろな取り組みをしたいということであれば、委員会としてもサポート・支援をしていきたいと考えてございますので、ご理解のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際議事の都合により、11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 通告に従いまして、3問質問させていただきます。

1問目です。カーボンニュートラル目標（2050目標）達成に向けての現状評価と今後の必要な施策についてお尋ねいたします。世界的に脱炭素の流れを促進しているのは、2018年IPPCの「1.5℃特別報告書」であり、目に見えて起きている気候変動による自然災害の続発であります。

ニセコ町は2013年より、いち早く「低炭素都市の推進」を掲げ、具体的な数値目標も掲げて、現状分析に基づく各種の取組みを行ってきました。また、2020年7月には「気候非常事態宣言」を行い、「2050年には86%のCO₂削減と森林のCO₂吸収効果による実質ゼロ」を打ち出しました。こうした目標と取組みに関して、以下質問させていただきます。

(1) 2013年以來のニセコ町の取組みの評価とCO₂削減の数量的な実績を伺います。

(2) 町が公表している目標は2050年の達成目標ですが、2025年や2030年の目標数値とそのための施策について、町が自ら行う施策と町民や民間各種事業者が行う施策に分けてご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点目の取組みの評価についてでございますが、これまで再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例や自転車の適切な利用を促進する条例の制定、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯や役場庁舎などの公共施設の低炭素化、ニセコ未来街区の推進など、環境モデル都市アクションプランに基づき、脱炭素の取組みを着実に進めつつあるものと考えております。

二酸化炭素の削減量では、電力小売全面自由化により、電力会社からの電力使用量の提供がなされなくなったため、現在町全体の具体的な数値計算ができない状況となっておりますが、公共施設、事務事業編というふうに分けますけれども、温室効果ガスは2013年度の2,669トンから2021年度の2,124トンと545トンの削減となっており、率にして20.4%の削減率というふうになっているところであります。

次に2点目のご質問につきまして、町が公表している目標として、環境モデル都市第2次アクションプランにおいて、2030年度の目標数値を2015年度対比44%の削減を掲げているところでございます。今後における取組みとしては、町と株式会社ニセコまちが連携協力をして、徹底的な省エネ対策を進めるほか、豪雪地帯向け太陽光発電の先導モデルの構築に取り組むこととしております。また、町では建築物の低炭素化を促進する「気候変動対策推進条例」の制定を目指し、ニセコ町の温室効果

ガスの 7 割を占める建物由来の排出抑制対策の促進を図っていく考えであり、さらに自然再生可能エネルギーの導入への調査検討を進めてまいりたいと考えております。取組み事例を申し上げますと、一般住宅へは住宅省エネルギー改修促進補助事業を実施しているほか、公営住宅の改善事業にあたっては窓を単板ガラスからペアガラスの樹脂サッシに変えるなどの省エネ改修を行ってきているところでもあります。町民の皆様、事業者の皆様におかれましては、省エネ設備や再生可能エネルギーの導入など積極的に検討をいただき、町全体の低炭素化に御協力いただきたいと思いますと考えております。今後におきましても引き続き温室効果ガスの排出抑制に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 1 項目の取組みの評価と数値の成果について再質問させていただきます。ニセコ町はかなり早くから環境モデル都市の指定を受けて、いろいろな取組みをしています。ただ、そのもっと前から、2006 年ぐらいから具体的に数値目標を掲げておりました。そのときは非常に具体的な炭素排出の要因ですね、どの部門からどのぐらい出てるという数値を公表し、削減目標も具体的に約 6 年か 7 年かけて 4,000 トンぐらい減らすというような数値も掲げておりました。

その後、今お話がありましたようなアクションプラン、これは 2019 年ですね、今日ここに持ってきておりますが、このアクションプランではこれまでの流れを見ていくと、2030 年になってもまだ減っていないというトレンドを非常に危惧して、目標をどのように実現するかっていうことでいろいろメニューが書かれておりました。その上で、北電が実績を公表しなくなってきて計算ができないということでもありますけれども、これは 2019 年に 2030 年までの予測を出してるんですね。だからこれがいきなり下がるっていうことはないでしょうし、先ほど公的部門で実績がありますということが数字で出ておりますけれども、問題なり、町全体の実績がどうなってるか、このアクションプランではそれが難しいってことを言ってるわけです。それで何をすべきかっていうことで非常にたくさんメニューが出てるんですが、これがやはり評価できる側面と同時に課題がたくさん残ってるなっていうのが私が思うところです。

そういうことで町長の評価は着実に進んでるというようなご答弁だったと思うんですが、私は非常にまだ課題が残ってるというふうに思います。改めて評価できるということで、全体のトレンドは進んでるという認識でしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまの高木議員のご質問にお答えしたいと思います。アクションプランの関係のご質問ありましたけれども、一つ一つ項目を述べる時間はないんですけども、全体で 37 項目ほど掲げて、それについて 2030 年度までの削減というようなかたちででき上がってございます。その中で私のほうも見てみたんですけども、37 項目中 12 項目については、条例の制定だとか役場庁舎の建設だとかいろんな部分で着実に進んでいるのかなと。ただ、スピード的にはもう少し加速しなければ間に合っはいけないのかなと思いますけども、今ニセコまちのほうでニセコミライの街区整備も進んで、先日議員の皆さんにもご説明しましたけども、脱炭素 100 の地域の選定に向けて、今月の下旬ヒアリング審査もあるんですけども、そういうものを具体的に見つけて、何とか 2030

年度までに 44%削減に向けて努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいま高木議員から課題が多いとご指摘がありましたが、そのとおりでございまして課題は山積みしています。ありとあらゆる情報を集め、自然再生可能エネルギーの導入、あるいは地熱も含めて、知見を集めて検討していきたいと思っています。そういったことの一つの動きとして、今回脱炭素先行地域の 100 地域にも提案をさせていただいて、それが合格するかしないかにかかわらず、いろんなものに挑戦をしていくということで考えております。現在、建物由来の排出量を抑えるための条例制定を検討しておりますので、住宅はもちろんですけど、今私たちがどういふふうにしていったらいいかということで制度設計で悩んでいるのは、大きな事業、ホテルとかそういった投資が大きいものに対して高断熱・高気密をどう誘導するかと。そのインセンティブっていいですか、そういうものの制度設計をどうしようかというふうに考えておりますし、またできればこれらの中で大きな電力会社さんが当該自治体に情報提供する条例の条文も入れ込めればいいなというふうに考えております。

ただ、現在大規模施設のエネルギー調査をやっておりまして、大規模なところからはほとんど回答いただいておりますので、残り 1 件回答いただければ、ある程度大まかな推計はこちらでもできます。それらをもとにして取組みを進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） いろいろな努力をしているということについては評価をしたいと思います。一つの事例で、アクションプランの中で非常に重要だったなと私が思いますのは、この新庁舎の建設にあたってLPGのコジェネの実施をします。このコジェネはこの庁舎だけではなくて、周辺の公共施設たくさんありますが、そういうところと結合して供給をしていく、電力供給もしていくと、熱も供給していくと、そういったかなり大胆に一定の地域について丸ごと省エネ化を図っていくというプランがあったんですね。ただ、新庁舎できましたけれども、今実際に導入されてるのは防災のときの一時的なコジェネの運転ということで、通常はほとんど使われていない状況にあります。そういう問題がありますのと、それから例えば、計画の中では町営住宅本通団地、綺羅団地、その他、その中に組み込まれている 133 台の電気温水器、合計 630 キロワット、及び 24 台の蓄熱暖房機、合計出力 128 ワット、これを順次ヒートポンプ式暖房機、温水器に交換するという目標も取組みに書かれていましたが、実際はこれはほとんど、ほとんどっていかできてない状況にあります。そういう意味でCO2削減に寄与するべきこういうメニューについては、実際は進んでいないという評価をしなければいけないのではないかというふうに厳しく見る必要があるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 進んでないのももちろんありますけど、今おっしゃられたようなことも含めて、地中熱や地熱や太陽光、そういったもの様々な知見を今集めているところでありますして、決してやらないわけではありません。この庁舎の上にも全部太陽光設置できることになってます。太陽光の将来的な維持管理でベストなものがあれば、直ちに入れるような条件にはなっております。例えば、

冬に雪がつかないですとか、昨年雪がつかない塗料も開発されたと聞いておりますし、そういうことの情報を集めておりますので、こういったものの環境整備が整った段階でやっていきたいと。マイクログリッドとよく言われますが、地域への電力供給、これも我々ニセコ町自体の中に、ニセコみらいもそうですけど、そういったものがいくつかできることによって、言ってみれば地域の電力を地域でつくっていくことによって、CO₂排出量を抑制していく。こういう考えで動いていることは間違いありませんので、ぜひともそういったご理解いただいて、応援を賜ればありがたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 続いて2項目の再質問に移ります。先ほど一部ご説明がございましたけれども、先日政策案件の説明の中に、脱炭素先行地域として応募すると。その中に選定されるようメニューを出しましたということでした。その目標としては今おっしゃったように、政府も掲げております同じ数値ですけれども2030年マイナス44%、これを目標にしていろいろな交付金申請の施策メニューということで説明がございました。これは新たな交付金による取り組みなんですけれども、今までのアクションプランに掲げた施策とこの新たな提案メニューについて、共通点と大きな相違点があればご説明いただきたい。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 前回つくったアクションプランと今回国のほうに提案するものとの大きな違いということですが、今回地熱を利用した暖房や給湯ができないかということで模索しているところです。様々な課題はあるんですけれども、2,000メートル級の次年度経産省の補助金をみていますけれども、それでポテンシャルなどを調査して、その後あれば環境省の脱炭素の選定を受ければ、補助金で大型の事業を進めようと。その中ではニセコミライは当然ですけれども、そのほか今具体的に提出してるのは給食センターの給湯と総合体育館の暖房等に少しでも回せないかと。そしてずっと課題だったプールに対しても、通年はエネルギーの確保的には厳しいんですけれども、今やってる7月、8月、9月の頭までできてるかぐらいを、せめて前後1か月ぐらい伸びるような熱が供給できないかと。これが前回のアクションプランとは完全に新たなものというところで認識しているところです。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 再々質問させていただきます。今、非常に意欲的なメニューが並べられたと思います。先日の政策案件説明の資料を見て私も感じているところでいくつか申しますと、再エネ由来水素関連設備の導入、それから今お話ありました大震度地中熱システム、2,000メートルという非常に深いところからの熱を利用したいということです。それともう一つは、以前はニセコミライの会社の中にエネルギー供給部門といますか、そういう部門をつくり出すってことでしたが、今回の計画で見ますとPPA事業者の設立ということがうたわれています。これは恐らく太陽光中心ですけれども、会社組織みたいなものを立ち上げるという内容だと思います。そういう意味で、意欲的ではあるけれども非常に難しいものが組み込まれているなという印象です。もし、大深度地中熱をこういった体育館や給食センター、あるいはプール等に活用している事例がありましたら紹介していただきたいと思います。目標はすぐではないんですけれども、かなりハードルの高いメニューが並んでい

るというふうな印象を受けておりますので、その実現性、実現可能性について改めてお話を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 太陽光等の公共施設の整備、ニセコミライの整備については着実に進むものと思っております。昨年来この豪雪地帯に太陽光が本当に使えるのかということで、実は平らに太陽パネルを置いて、2mを超える雪の重さに耐えられるのかというような実験もして、その部分については可能というような判断で、今回この脱炭素のほうに手を挙げたと。この脱炭素の条件は、ある一定エリアの電気部門について2030年までにゼロにしなきゃならないというハードルがあります。構想とかそういうことではだめで、ゼロにしなきゃならないという縛りがありますので、再エネとしては太陽光をやっていくと。その中で、先ほどご紹介した地熱の部分でございますけれども、現在この技術を使って実験中ですけども、九州の大分のほうで井戸を掘って20管による地熱を汲み上げるというような事例は聞いておりますが、現在あくまでも調査・実験中、国の一事業でということで、今視察等も行きたいなというのちょっとしたあるんですが、でも休止してるというような状況でございます。いずれにしても、大々的にやってるのは日本ではまだ事例のない、技術的にはあるんですけども、事例のない事業という認識です。実は環境省のほうもこの地熱に対する補助についてはまだ少し課題があるというような認識で、9月末のヒアリングに臨んでいくような感じでございます。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 高木議員がおっしゃるとおり、100%オーケーで今動いてるわけでは全くありません。昨日も4省庁、厚労省・エネ庁・国交省・経産省と数自治体の首長が、建物由来の排出抑制をどうするかということでZoom会議を行いました。特に暖房、我が町においても古い家は断熱効果がそんなにない実態で、高額所得者は別ですけど、現在家全体を断熱するのは普通はなかなか難しいと。ただ小さい部屋1部屋だけ完全に断熱をするだけでも、ものすごい健康効果があるということがわかってきて、それについて、今先行する自治体がやれば、国も応援する制度をつくらうということで、今内々4省庁で制度設計に入ってるところであります。地域で実際にこういうことに今困ってて、これがクリアできればCO2ゼロにできるんだといういろんな道筋を、我々も国の各省庁に提案をしたり、懇談をしているところでありますので、今後ともニセコで目指しているものができるだけ実現できるよう調整をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 2件目に移ります。綺羅街道商店街の活性化について伺います。綺羅街道は2002年に完成し、今年で満20年を迎えます。沿道住民による協議会が組織され、1990年から多くの議論・検討が重ねられ2002年に完成しました。この間の関係者のご努力で、無電柱化や「街なみ形成ガイドライン」による景観の統一などが取り組まれ、都市景観大賞も受賞いたしました。

ニセコ町では事業者が増える一方で、経営者の高齢化や後継者問題などが深刻化しておりますけれども、ニセコ町商工会は人材育成事業や事業承継、新規起業向け無料相談等の取組みを行い、店舗や会員の増加で成果をあげているところであります。また、町が中小企業支援の条例制定準備の取

組みを進めていることについても評価をしたいと思います。

しかし、第5次総合計画に掲げられております「にぎわい商店街の創出」という点から見ますと、まだ課題が残されているのではないかと考えられます。以下、質問いたします。

(1) 上記の成果を踏まえつつも、市街地の中心である綺羅街道のにぎわいの創出・活性化に向けたさらなる取り組みが必要と思いますが、いかがでしょうか。(2) ニセコ町では今後SDGs街区「ニセコミライ」の形成、道の駅ニセコビュープラザのリニューアルも進められていきます。これらのまちづくりのプロジェクトと関連づけた綺羅街道の地元密着型の再活性化プランを、これから検討します第6次総合計画などに位置づけて検討を進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点目のご質問ですが、高木議員がおっしゃるとおり、商工会では小樽商科大学と連携した「起業セミナー」や、中小企業者向けの「ビジネスセミナー」、今年には日本政策金融公庫と連携した「事業継承セミナー」の開催など、ニセコ町の課題やニーズに応じた取り組みを継続的に行っており、小規模自治体の中でも珍しく商工会員数の増加など大きな成果があがっているところでもあります。ハード面におきましても、町による「にぎわいづくり起業家等サポート事業」補助制度により、事業新設や事業継承、空き店舗の再活用に伴う施設の新築・改修工事などに対してこれまでも支援を行ってきておりまして、綺羅街道においても新たな飲食店や小売サービス業が増えつつある状況となっております。また、商工会による「きらきら市」や「スタンプラリー」、綺羅カード会による「朝市」など、民間主導での綺羅街道のにぎわいづくりへの取り組みが現在も継続的に行われているところであります。

なお、平成27年度にニセコ町商工会では、閉店した店舗施設の賃貸・売却意向調査を実施しております。この調査当時、綺羅街道で閉店した店舗施設は7件、うち賃貸や売却の意向があった施設は3件あり、そのうち2件は現在も新たな事業所として再活用されておりますが、再活用に至っていない施設の中には住居兼用であるため飲食店への再利用に抵抗感がある所有者もいると伺っております。今後、閉店された店舗施設の再活用をはじめ、さらなる綺羅街道の活性化につなげるため、商工会と連携しながら再活用のマッチング相談や「にぎわいづくり起業家等サポート事業」のPR強化などを進めてまいりたいと考えております。

2点目の第6次ニセコ町総合計画への位置づけにつきましては、計画策定のプロセスの中で商工会をはじめ、株式会社ニセコまちや道の駅ニセコビュープラザなどと連携をし、綺羅街道の活性化策について議論していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 1点目について再質問させていただきます。お話がありましたように、非常に成果をあげている部分があると私も評価いたします。特に商工会がご努力をされているということについても評価しているわけですが、さらに私が思いますのは、綺羅街道、ニセコを訪れてといいますか、私がニセコへ移住してきて驚いたのがやはり綺羅街道なんです。無電柱化であることと、全体に広々とした歩道ですね。それとそれぞれ置かれてるごみステーション、あるいは棟柱、バス停など、全て統一的なデザインがあります。それから、それぞれの商店には非常に芸術的とも言え

るような突き出し看板が澤田さんの手で造られて並んでいると。そういった非常に珍しいといひますか、貴重な財産、そういう空間だと私は評価しています。その上でお話を聞きますと、完成した当時数年はその空間を生かしたいろんな取組みが行われていたんだというふうにお聞きします。一時そういう皆さんの熱気によるあの場の活用が、今はちょっと下火かなと。ただ紹介ありましたように、月1回2回の朝市が行われていることについては、私も訪問して非常にいいなというふうに感じてるわけですが、これは行政が押しつけるものではないと思いますけれども、さらに民間の側でここを活用していろんな取組みをしたいというような動きがあった場合には、ぜひ後押しをするという行政の役割は必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） 当時の綺羅街道ができた頃のような賑わいについて、賑わいというかイベント的なことですね、確かに今はコロナの関係もあって、先ほど話もありました「きらきら市」はここ2年ほどスタンプラリーに切り替わっています。また今後コロナも落ち着いてくれば、来年度以降「きらきら市」の復活等も見込めるのではないかなと思います。そういった新しい綺羅街道を活用したイベント等の取組み、綺羅街道だけじゃないですけども、民間の人が何か協力してにぎわいのイベントをやっていくことに関して、どういった支援ができるか協議・検討していきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 現在もまだ残念ながら空き店舗ありまして、何とか有効活用にしていただければありがたいというふうに思っておりますが、お持ちの方自体もやはり自分の住居がそばにあるものですから、いろんなご不安があるということです。以前私どもチャレンジショップというのをやらせていただきました。中央地区で町が店舗を借り受けて、主に若い方が多かったですけどチャレンジしたい方にお貸しして、いろんなにぎわい再生するということをやってきました。例えばですけど、防音であるとかトイレの水回りをきちっとするとか、そういう制度設計をして町が借り受けて、入居者の皆さんに安心していただいて民間の方に活用いただくとか、そういったことも含めて模索をちょっとさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 2点目の再質問をさせていただきます。先ほども申し上げましたけども、新たに道の駅が更新されると。街区も徐々にこれからでき上がっていくというふうに考えるわけです。その上で、例えばビュープラで買物をして、ニセコの山のほうの宿に行ったりスキーに行ったりということがあるわけです。そのときにこの綺羅街道を通るわけですね。ただそれがですね、通り抜けするだけの道路ということではもったいないっていう気がします。ですから、例えばその道の駅の更新と合わせて、綺羅街道の位置づけを先ほどのお話にあったようなかたちでより活性化する。そのことによって、綺羅街道を通過するときも、こういう通りがあるんだっていうことを来た方に感じていただくと。やっぱり町を歩いてみようかなとか、そういう気持ちになるようにできれば、私は非常にまちづくり全体に活性化の効果を生むというふうに思います。

実は私自身がこないだオープンバスに乗車しました。走りながら町の要所要所で解説を入れてく

わけですけれども、例えばニセコ駅とビュープラの間を走ります。その間が綺羅街道です。ですから、そのときにぜひ綺羅街道がこういうふうに街並みに統一感を持った無電柱のデザインされたところだということ、アナウンスをすることによる宣伝などが必要かなと思いますし、街区ができていく過程においては、オープンバスも街区を走るといふかたちで街区の宣伝にもつなげる。そういうかたちでぜひ街全体を俯瞰するようなかたちで、この綺羅街道を有効活用する、その観点からビュープラについても街区についても形成していくことが必要ではないかと思っておりますので、ご検討いただければと思っておりますがいかがでしょうか。

○商工観光課長（齊藤徹君） ビュープラの再整備と合わせて、その点と点をつなぐ線という意味での綺羅街道の役割ってすごく大きなものかなと我々も認識しております。道の駅の再整備にあたっては、当然外部に対する様々なPR等は行われてくると思っておりますので、それと合わせて町全体のPRとしてもやはり注目を浴びるタイミングだと思っておりますので、綺羅街道、こういったすてきな街並みがあるということ、人に歩いてもらえるような紹介を考えていきたいと考えております。

また今のオープンバスの件については乗車いただきありがとうございます。非常に評判も良かった部分もありますが、綺羅街道の紹介についてされていなかったというのは鋭い指摘だなというふうに考えております。ニセコまちの紹介やニセコミライの開発の紹介だとか、バスの運行ルートについては全体的な運行の時間体やダイヤの関係もあるので、そのようなことも検討していかなくちゃならないなとは思っているんですけども、オープンバスの中での綺羅街道の紹介等については、来年もし実現可能であれば相談していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 3件目に移ります。ニセコ町におけるリゾート関連開発に対する総量規制等の検討についてお尋ねします。現在ニセコエリアで起きている開発ラッシュは全国でも特異な海外マネーによるバブル現象として注目されています。7月のNHKクローズアップ現代「バーゲンジャパン～買われる日本の観光地」にも取上げられました。人口約5,000人のニセコ町には都市計画区域が定められていませんが、乱開発を防止するために2004年にニセコ町景観条例が施行され、2009年には準都市計画区域も指定されました。しかし、近年のニセコでは準都市計画区域にとどまらずに、投資目的の開発案件が増え、地元説明会では規模縮小などの要望が出されておりますけれども、ほぼ事業者の計画案どおりに着工され、現行の規制では住民の要望は通らず、環境面での不安も起きています。以下の課題について見解をお聞きいたします。

(1) 住環境、農作業、インフラ整備・管理、除雪・排雪など、周辺住民の生活への影響や植生、地下水、温泉源、汚水・排水、CO₂排出などの自然環境への負荷の面から、開発の総量規制等の検討をすべきと考えるのがいかがでしょうか。

(2) ニセコ町は「持続可能な観光」に取り組んでおりますけれども、国連観光機関（UNWTO）は「持続可能性の原則は、観光開発に関する環境・経済・社会文化的な側面にもあてはまる」としております。フランスのスキーリゾートのクーシュベル村では「開発当初からホテルや別荘など建築できる区域を総面積の3%に限定」しております。こうした事例を参考にすべきと思っておりますが、いかが

でしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 1点目のご質問でございますが、ニセコ町では「ニセコ町環境基本条例」、「ニセコ町景観条例」、「ニセコ町水道水源保護条例」、「ニセコ町地下水保全条例」、「ニセコ町再生可能エネルギー事業適正な促進に関する条例」、「ニセコ町準都市計画」など開発に対する規制等の条例がございます。また、このほか国が規制している「都市計画法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「河川法」、「国定公園法」や「農地法」など様々な開発に対する規制もございます。日本においては民法上の財産権との調整もあり、訴訟リスクを乗り越えての総量規制の合理性を制度設計するのは、現状では相当難しいのではないかと考えております。

次に2点目の「ホテルや別荘など建築できる区域を総面積の3%に限定する」というフランスの事例を参考にしてはどうかとのご質問につきましては、土地の所有者に対する権利制限をかけることになり財産権にも関わることなので、条例で民法上の権利を制限するということは、海外の法制度と日本の法制度は相当違っておりますので、相当な工夫があるものと考えております。このような状況を勘案して、本年度から本町においては地域ごとに意見交換会を開催し、各地域の特性を生かした建築ガイドラインの策定を現在考えております。このことにより、よりよい開発への誘導を図ることができればありがたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 1点目の回答に対する再質問をさせていただきます。総量規制がどうしても必要かということの一つの直近の事例ですが、この間政策案件説明がございました新たな市街地の上水水源のボーリング調査を中止すると。そして近藤地区の水源に余剰水を求めるということがありました。なぜそうしたかという説明は、近くに数年前から地ビール工場が操業しており、そこで使う水を汲み取ってるわけですが、井戸の水位に影響が出てきているということが判明したので、その近くの今探査してたところはやめますというお話がありました。これはやはり同じ水脈から、一方は水道水にしようか、一方は民間の工場の水源にしようかという競合状態が生じたというふうに思うんですね。それと今朝の道新ですけれども、倶知安町の花園地区において、以前約束した水を供給できない見通しであるということが議会で問題になったということがあります。こうした事例を見ますと、やはり一定のエリアで開発し給水するための井戸を掘ったりする、あるいは使った汚水を浄化した後放水するというようなことが環境負荷の面からトータルでとらえないと、個別は全部先ほど列挙された法律全部を満たしています。だけどそれが並んだときにどうなるかっていうのをきちっと見ておかないと、これは必ず問題が起きてくるんです。そういった意味での総量制限は必要ではないかという趣旨でお尋ねしておりますので、そういうコントロールについてどのようにお考えかお聞きします。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 今おっしゃったように、全体を見てというところのトータルでの規制を含めて見る機関がないかということについては、都市建設課で開発行為の関係については受付けをしているものですから、申請が来たときにはまずはうちの部署で内容を確認し、専門的な部分もあるのでそれぞれの部署に進めていく、例えば水道の関係については水道の担当のほうに確認をさ

せて、そして進めていくっていうことで、それぞれの部署でそういうチェック機能を設けていきたいなというふうに、これまで同様考えています。あと私もいろいろ調べてみたんですけども、総量規制についてはどういうものがあるのかというところで見ました。今環境保全を目的に行っているっていうことで、四日市市のようにいわゆる大気汚染とか水質汚染、そういうものに対して総量規制を行っている事例があります。そもそも人口とか工場とか、そういうのが集中している市町においてはそういう総量規制をかけてるんですけども、現段階においてニセコ町の規模において総量規制までということではないんですけども、先ほど町長からも説明があったように、まずはガイドラインでできる限りそれぞれの地域ごとに問題点とか課題点を整理しながら、まずはそういうところからルール・規制をかけていきたいと考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問ですが、基本的な考え方は私も同じように思います。そういうことができればいいと思ってます。ただ日本の法律上、現在の総量規制、私が知り得る中で欠けているのは、先ほど言った公害の関係と、それから墓地については公衆衛生上の観点から総量規制があるというふうに承知しております。あと京都ではまだ検討段階ですけど、宿泊の部屋数をオーバーツーリズムの関係でどうしようかという議論があるというふうには聞いておりますが、いずれも住民生活に直結する、いわゆる住民の暮らし自体を悪化させる要因、基本的人権であるとか幸福追求権とかいわゆる憲法を侵害するような状況での規制というのは検討されていると理解しておりますので、現在の状況でそういった全般的な規制っていうのは、そもそも総量の基準をどこにするのか、全町なのかあるいは区域なのかとか、そういったことも含めて相当制度設計が難しいということで、これについては環境保全の専門家の意見も聞きましたけど、相当ハードルが高いということでもありますので、今後さらに検討してみたいと思います。ただ条例規制はできませんが、いわゆるこれまで日本がやってきた指導要綱っていいですかね、町としてはこういう方針なのでなんとかこれに沿ってくださいという指導要綱自体は強制力がない共感と協力に基づく開発等でありますので、こういったことによってそういった方向に誘導していくということは可能ではないかということを考えております。現在そういった意味でのガイドライン作成に着手をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ちょっと条件が違うんですが、今お隣の倶知安町で準都市計画について見直しをするということで、新準都市計画プラン（案）を検討中です。その資料を見ますと、もともと都市計画で地域割してますからニセコとは違うんですけども、ただ同じ準都市の中でも今起きてる状況、建物の状況や使われ方を移設前に分類して、そこで建ぺい率が厳しいところは30%、40%、50%というふうにかなりきめ細かくやろうというのが今の倶知安町の動きです。ですから、そういう都市計画が今ないニセコ町とは単純比較はできないんですけども、考え方としてはやはり今の過剰な開発に対する一つの歯止めなり、誘導なりっていうことが根底にあると思うんですね。ですから私は、今ガイドラインを地域ごとにプランを練っていくということで、発想はそういうことで現段階ではいいと思うんですが、いずれ数値的なことも一定のエリアを決めながらやる必要があるのではない

かと思います。すぐじゃなくて将来的には必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 今倶知安町の事例のお話も伺った中で、確かにうちの町には都市計画をひいていませんが、都市計画をひきますと10項目くらいの用途地域の指定をすることができます。ただ、今そういう指定をしていないために、そういう用途の指定はできないという現状にあります。これまで景観条例に基づいて、準都市計画区域以外の部分についてはその規制に基づいてこれまでやってきましたが、確かに今そういう準都市計画区域以外の部分については景観条例だけの対応というところなので、そういった部分の法的な数値的な規制がちょっと薄いという部分については、原課としても危惧しているところです。それで、先ほどもおっしゃったように、まずは建築ガイドラインからまず定めさせていただきまして、ゆくゆくは準都市計画の拡大をせざるを得ないとか、もうちょっと数値的な規制をつくらないといけないとか、その辺は今後状況を見ながらつくっていかなければいけないというふうに原課としては考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 今のお話についてちょっとつけ足しをさせていただきたいと思います。都市計画のいわゆる規制と申しますか、その部分についてはご存じかと思いますが、人口1万人以上という枠がありますので、ニセコ町は今のところひいていないということではなくて、法的に都市計画はひけないということでございますので、そこだけはまず確認をさせていただきたいと存じます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 将来的にということでもありますので、例えば都市計画法に基づく景観団体を申請するっていう手も当然あり、それによって数値は出せますけど、今度それによっては法律上届け出だけになるということでありまして、ニセコ町の景観条例自体は相当実は厳しい条例です。これはもう事業者さんからも再三厳し過ぎる、将来どうなるかわからない中においては良好な投資さえニセコ町のこの条例は阻害している、私たちはその数値さえ明らかにしたら守るんですということですが、数値を出すってことは相手の皆さんの権利になりますので、この丘は25メートルだけどやっぱり15メートルにしてっていうことは当然できない、ぎりぎりまでは法の法益を受けるということになりますので、相当将来のまちづくりをどうしていくかということを考えて、特にニセコの場合地域地域で波状傾斜で仕組みにあっても丘があるところもありますし、そういったケースバイケースっていいですかね、その土地の状況に応じて相当見える景観や環境も変わってくると思いますので、そこは現在の町の基本的な考え方を踏襲しつつ、地域地域の協定なり、いろんなもので制約をかけていく、それがものすごく大きな役割じゃないかと思っています。住民の皆さんといろんな場で何回か話し合ったりいろんなことをやってもらいますが、そのことが地域の共感に基づいてまちづくりの共感を生んだり、地域のコミュニケーションを高めていく場でもあると思いますので、一概に数値規制が町にとっていいかという、私は相当懐疑的な思いを持っているということだけお伝えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 2 項目の再質問をさせていただきます。観光との関係、持続可能な観光ということでニセコ町も取り組んでおります。それとの関係でありますけども、沖縄の恩納村、かつて沖縄博、海洋博か何かあったところですよ。そこは人口が 1 万 1,000 人前後ということですが、ここもやはり恩納村の景観むらづくり条例というのが制定されております。やはり珊瑚の村ということで売出して、お客さんがたくさん来るという状況の中で、やはり村民のほうから過剰な開発が心配だという声も出てきて、今年の 3 月に成立しました。これは都市計画区域という意味ではなくて恩納村の土地利用基本計画ということで、地域割りをしながら、ここは観光リゾートの開発エリアという色づけをして、ここは保全するとか市街地にするとか国土利用の土地利用基本計画をつくっております。そのようなことなども少し事例としては参考になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 今おっしゃった沖縄の恩納村の景観づくりっていうのは私も見させていただきました。確かに建物を建てる場合の高さの規制とか、色の使い方、周辺の樹木の植え方も含めまして、とても参考になる部分あると思いますので、うちの町も建築ガイドラインをしながら、皆さんの意見も聞きながら、恩納村も参考にしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により、午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 12 時 10 分

再開 午後 13 時 05 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に続き、会議を開きます。

質問の通告がありますので順次発言をします。

篠原正男君。

○1 番（篠原正男君） 通告に従いまして、一般質問を 2 件行います。

まず 1 件目でございますが、役場庁舎の防犯カメラ運用等についてでございます。近年、防犯上や事件等の解決手段として、防犯カメラの優位性が認識されております。しかし、犯罪抑止や解決の優位性と共に、個人情報保護の観点からの厳密な運用が求められています。

最近、「役場庁舎に防犯カメラのようなものがあるがどのように運用されているのか」といった声が寄せられております。そこで、以下の点について伺います。

(1) 防犯カメラの設置目的、及び、管理運用についてはどのようになされているのか。

(2) 防犯カメラを設置する町有施設数と、危機管理と安全確保の観点から、まだ学校に設置していない場合はそれを急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。

町長、教育長にお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それではただいまの篠原議員のご質問にお答えいたします。一つ目の新庁舎

での防犯カメラの設置の目的としましては、これまでも綺羅乃湯などにおいては警察からの防犯カメラの設置要請、を受けて設置したのもございます。庁舎におきましては適切な施設管理と防犯上の観点、加えて今回庁舎の面積が大きくなったことで目の届きづらい箇所もあり、危機管理対策などを総合的に勘案し設置したものでございます。現在役場庁舎の内外に26台のカメラを設置、自動的に録画が行われ、約2か月にわたって保存がなされます。事件や何か確認すべき事象が生じた場合は、必要に応じて証拠として活用できるよう備えているところです。また、運用に関しましては個人情報保護の観点から、常時映像を映し出しているわけではなく、防犯上などの問題が生じた場合に、必要に応じて録画データの確認を行うこととしているところでございます。なお、警察など外部組織への情報提供についても、プライバシーに配慮しつつ求められた場合の事案に即して取り扱うこととしております。

二つ目のご質問ですが、現在新庁舎を除く町が保有する施設41か所のうち、7か所に37台が設置されております。ただ、危機管理上防犯カメラの必要性は認知しておりますが、プライバシーの問題があり、自治体の防犯カメラの設置にあたっては慎重な対応が必要かとも考えております。町としては引き続き、今後も防犯協会を中心に警察や関係機関と連携を密にしながら防犯活動を行うとともに、必要な箇所があれば警察とも協議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） 学校施設などへの防犯カメラの設置につきましては、現在未設置の状況でございます。外部侵入などの防犯対策としては、日中においては児童・生徒玄関の施錠とインターフォン等の設置、夜間警備にて対策を行っているところでございます。防犯カメラの設置につきましては、文部科学省における学校施設の防犯対策に関する調査・研究報告書において、防犯設備などの活用が記載されているところでございます。防犯や安全面の確保はもとより、例えば児童・生徒の無断外出などの把握などにも役立つというふうに考えておりますので、今後検討してみたいと考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） それでは1項目の質問に対して再質問をさせていただきます。防犯カメラの設置等については了解をいたしました。ただそこで一番大事になりますのは、運用の仕方が具体的にどのように運用されてるかというのが広く町民も理解し得る状況というのが大事じゃないでしょうか。私はそう考えます。よって、町の例規集をネットで調べてみますと、この運用に係る規定というのはまだ未設定の状態と私は把握いたしました。となれば、具体的に町はどのような基準でこの運用をしているかというのはなかなか定まっていないのか、逆に言うと規定がないから、そのような運用については我々は知るすべもないというようなことになるかと思えます。このような規定は早急に私はつくるべきだと。その規定に基づいた運用がしっかりとされるのが一番大切だろうと考えます。その点について再度お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 議員おっしゃるとおり、当町においては公共施設における防犯カメラの

設置や管理運用に関する基準というのを設けておりません。全国の状態を見ますと、1,741市町村のうち既に1,167市町村でこのような規定を設けているということが、今回ご指摘を受けて私も調べてわかったわけでございまして、ニセコ町としても防犯、3年前に青羽議員からもそのようなご質問いただいた中で、そのときに比べて防犯カメラ数かなり増えてきているという状況も踏まえ、これについては早々に規定・基準を設けていきたいというふうに考えております。ただ先般、個人情報保護法の改正がありまして、ニセコ町においても個人情報保護法の改正に伴う見直しを行わなければいけないというところもありますので、その見直しをしつつ、この基準については各施設を管理している管理職等とも協議しながらつくっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） いわゆる取扱い規定等、何らかの明文化したものを作り上げていくということですが、これはちょっと私の要望になるかもしれませんが、その個人情報保護法の改正に基づく条例制定等について、それと並行ではなくて、そもそもこの規定がない中で運用したことが、間違いとは言いませんけれども正しくはないんじゃないかと考えます。それで、ただ今の説明では並行しているというようなことで、若干の時間的なタイムラグも含みつつの答弁かと思いましたが、この辺はもし気づいたのであれば、やっぱり気づいた時点で早急に対応するというようなことが必要と私は思います。その点について再度お伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 議員のおっしゃることはよくわかります。その辺個人情報との絡みもありますけども、優先して制定する方向で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 2項目の学校等への設置等について、再度お伺いいたします。確か大阪の池田小学校の事件ですとか、大変痛ましい事件が起きた後に、各学校で防犯等の措置をとるべきだというような文科省の指導があって、それで取り組まれた例も多のかなというふうに思っております。比較的社会が子どもたちに対して、もしくは学校等に対して、一定程度安定した状態にある中で、ただこういうものはいつ起きかわからないという事前の予測不可能な部分もあろうかというふうに思います。ですから、財政とか様々な面でご苦労される向きもあるかと思っておりますけども、子どもたちの安全を確保する上で、私は早急に取り組むべき課題の一つかと思っております。ですから、時間を置くことなく取組みを進められるように私は思いますので、再度その点についてお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 議員ご指摘のとおり、学校は強く不審者対策ですとか安全管理といった点を求められていると考えてございます。そういう中で、今回規程等のことがございましたけれども、まずは安全対策ということで、積極的に設置についての検討を進めてまいりたいと考えております。その点につきましては、個人情報保護とかいろいろありますけれども、それらも十分配慮した上で町と連携して進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○1 番（篠原正男君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。ニセコ高校生徒募集についてお伺いをいたします。ニセコ高等学校の生徒募集につきましては、入学生確保の上で中学校を訪問し、直接学校長や進路指導担当教員等へ説明することが大変有意義なことと考えます。本定例会の教育行政報告では、8月中に4回、後志・石狩・胆振管内の18校を訪問したとあります。今後さらなる募集活動が必要となると考えますが、どのような体制で何を重点として取り組まれようと考えているのか、教育長の所見をお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 議員ご承知のとおり、近年ニセコ高校の入学者数は定員割れが続いている状況で、その対策として令和2年度より、個別の中学校訪問を増やすとともに、令和3年度からは学校案内パンフレットやクリアファイル等の送付先を管内から全道に拡大するなど、取組みを進めてきました。また、一日体験入学の内容を充実するとともに、学校説明会も開催してまいりました。さらに令和3年度には、道外からの受験もできるような取組みもしているところでございます。議員ご指摘のように、今年度個別の中学校訪問や学校説明会に、管理職はもとより一般の先生方も参加している状況でございます。今後さらに高校と教育委員会とで検討・協議し、従来の中学3年生向けだけでなく、進路選択を始める中学2年生などを対象に資料を送付をするなど実施をしているところでございます。これに関連しまして、今定例会で補正予算をお願いしているところでございます。今後の募集活動の取組みとしては、基本的には地元の中学生や保護者の方に選んでもらえる高校を目指してということで、高校の魅力化を伝えられるような機会の増加を重点項目として、教育委員会と高校とのさらなる連携体制の推進やホームページの掲載内容の充実、あるいは学校説明会開催エリアの拡大など、できるだけ高校のそういった活動や取組みを地域の住民はもとよりですけれども、多くの方に理解してもらえる取組み、先般も斉藤議員にお答えしたところでありますけれども、地域の方から選ばれる、そして最終的には定員が40名満量に満たせるような高校を目指して取り組んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） ただいまの答弁で十分理解はできたわけでございますけれども、ちょっと細かな点でございますけれども、今回の行政報告にございました学校訪問につきましては、一般教諭のみで訪問したのでしょうか。それとも、管理職、もしくは教育委員会の職員が随行して行ったのでしょうか。まず1点目お伺いします。

合わせて、教育委員会と学校の連携というお話がございました。それを具現化したものはこういうものなんだというものがもしございましたら、お教えいただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） まず中学校訪問でございますけれども、基本的にはとにかくニセコ高校のことを多く周知したいということを前提に、できるだけ個別に学校訪問をするということで、今年度学校のほうからは特に管理職は遠方方面、一般の先生方は近隣というところで、一応そういったことも配慮して回っていただいています。ですから、管理職と同席する場合がありますけど、一般職員単独の場合もございます。特に一般の先生方が訪問して、即答できないようなものは持ち帰って、十分

検討した上で答えるといった体制もとってございます。

それから、学校との連携については、今回高校建て直しと申しますか、そういったかたちで高校から積極的にいろんなことを申し出てきています。そういったことを高校教育係と今回配置しております高校改革係、学校の先生方と十分協議した上で、予算等についても学校の自主的・主体的なそういった取組みを進めていくと。特に魅力化に向けて動き出すためには、教育委員会ばかりではなく、やっぱり学校の先生方が必死に取り組むということが最終的に成果を上げることになると考えております。例えば私などは、これまで一次体験入学では2年・3年・4年とその都度出て、実際の在り方についてもうちょっと進学的な説明をしたほうがいいんじゃないかとか、説明は子どもたちが中心になってやるほうがいいんじゃないかとか、そういった具体的な協議をする中で学校が改善してくれたと。そういう中で、今回先生方も危機感を持って、当事者意識も含めながら、先生自らが中学校訪問するというような体制をもって進めているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 大変苦勞されて、もしくは学校の先生がたも前向きに生徒募集に関わっていただけていると、本当にうれしく思っております。ただ、まだまだ改善する余地は私はあるのかなど、答えをお伺いしながら思っております。一つは中学校を訪問するというのは、単に生徒募集のためにニセコ高校をPRするだけではなくて、今の中学校、もしくは管内の中学校はどういう課題を抱えて、どういう取組みをしているのか、それがニセコ高校に来てどう生かされるのかというような視点も生まれてくる大変大事なところだと思っております。ですから、そういうところでは一般職のみならず、管理職とペアで伺うとか。先ほど連携の話がございましたけども、ニセコ高等学校は町立高等学校ですので、教育委員会の職員も一緒に訪問して、一緒に話を伺い、もしくは教育行政の点について説明をするですとか、そういうような動きがあってしかるべきじゃないかと考えております。さらには、先ほど同僚議員からの質問にありました魅力化検討委員会においても、その委員さん方は逆に言うところ他の管内もしくは後志管内でも様々な中学校を訪問することによって、中学校の抱える先ほどのような課題等を逆にニセコ高校によって生かせると。それが魅力化につながるというような視点もつくれるのではないかなと考えます。もし、その点についてご意見があればお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） まず中学校訪問について、管理職が行くというのが基本かもしれませんが、意外に管理職が学校の内容を細かく承知している場合とそうでない場合もあります。観光と農業の2本立てということもございまして、今回いろいろ訪問した内容を聞いてみますと、先生方が中学校を訪問することによって、具体的にこういう子どもについてどうだろうかという相談を受けると。そのときに今のニセコ高校はこうなっているとか具体的なこともお話しできるので、その地域の実情やニセコの状況を十分理解した先生方の訪問については有効であると考えてございます。また、魅力化につきましても、やはり全国的な情勢も非常に大事でありますし、ニセコ高校は町立学校ということで、全国でいろいろ魅力化に取り組んでいる学校等の基本的な違いもあります。そういう中で、できるだけいろんな情報を吸収しながら、私自身はやはりニセコ町の中学生から選んでもら

えるニセコ高校、その上で絶対数はここ少子化の中で管外や、場合によっては全道、道外から来るといふことも今後当然ありうるものと考えています。道教委のほうでは地域創生という観点で、生徒募集についても管内だけではパイの奪い合いになっている場合には、地域の移住とかも含め、地域創生に役立つような学校づくりをしてはどうかというようなことも指摘されています。そういったことも踏まえながら、議員ご指摘のように魅力化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 大変申し訳ございません。今の教育長の答弁の中で、語弊があるかなというふうに思いました。私が質問したのは、一般教員のみで説明に行くのが間違い、悪いことではないという前提でお話をしておりますので、今のテーマの中ではそのような趣旨が含まれたかというふうに思います。その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問を行います。青羽雄士君。

○9 番（青羽雄士君） 通告に従いまして1問、質問させていただきます。ニセコ中学校における「部活動指導員制度」について。国は学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革について、令和5年度から令和7年度の3年間で休日の部活動を地域に移行することを図っております。今まで部活動は教師の献身的な長時間勤務によって支えられ、指導経験のない教師にとっては大変大きな負担となっておりました。そこで、「部活動指導員制度」を活用することにより、休日だけでなく平日の部活動にも対応ができるので、制度活用を積極的に取り組むべきと思いますが、以下の3点をお伺いいたします。

- (1) 休日の部活動を地域へ移行するための進捗状況と関係団体への周知について。
- (2) 現在、部活動指導員を1名配置しているとのことですが、今後の人材の確保について。
- (3) 転勤の多い教師にとって近隣町村との足並みについてはどのようになっているのか。

以上お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） まず、休日の部活動を地域へ移行させるための進捗状況と関係団体への周知についてでございますが、町では学校における休日の部活動の地域移行に向けた取組みを進めるため、ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会を設置し、第1回目の会議を明日9月16日に予定してございます。今後2回会議を開催するとともに、モデル事業実施の先進的な道内自治体を視察する考えでございます。地域としての課題や町としての方向性について検討していく予定でございます。関係団体につきましては中学校のほか、ニセコ町体育協会やスポーツ少年団など町内の各関係団体の方も委員をお願いしているところであり、そういった委員を通しての周知を進めてまいりたいと考えてございます。

2つ目の部活動指導員でございますけれども、国においては中学校の教職員の部活動指導への負担軽減と働き方改革を目的に、平成29年4月に部活動指導員が制度化されました。部活動指導員については議員ご存じのとおり、昨年度からニセコ町におきましてはニセコ中学校の卓球部に1名配置してございます。北海道の部活動指導員配置促進事業補助金を活用し、部活動指導員の報酬と交通費は国と道で3分の2、町が3分の1というカタチで、昨年度配置したところでございます。実際に部

活動指導員を配置した場合には、部活動の担当の先生の負担軽減にもなっており、また、技術的な向上も見られているというふうに報告を受けております。このようなことから、教育委員会としてはこの補助金を活用し、部活動指導員の配置促進を行っていきたいと考えておりますが、昨年度は他の部活動の人材確保がなかなかできなかったということで、近隣の町村等の情報等も把握しながら、ぜひ積極的に進めていきたいというふうに考えてございます。

また、近隣の町村との連携ということも含めて、近年は先生方は6年を基本に移動するというところで、指導の先生がいなくなった場合に急にそこが弱くなるということもありますので、近隣の町村でのそういった指導できる先生方の移動等も把握しながら、ニセコ町としても積極的にそういった部活動指導員となる人材の確保を進めていきたいと考えてございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） (1)と(2)について関連してありますが、9月16日に初めての検討会議みたいなものをされるというような進捗状況だということですが、私の思いですけれども、部活動指導員制度に重点を置いて、それをうまく活用することによって土日の休日だけでなく、それこそ平日の部活動にも対応できるんじゃないのかなと。そうすることによって、現在抱えている先生たちの働き方改革ですか、そういったことに多きに実績を上げることができるんじゃないかなと思っております。それですね、現在1名配置しているということですが、ちょっと確認的に伺いたいたいですけれども、現在の部活動指導員の身分ですとか報酬、あと例えば、先ほど卓球部に置いているんだと。それで技術的な指導がよかったんでしょう、大会でもいい成績を残しているというような報告も受けております。部活動指導員を監督するのは中学校の校長と言われております。そこで、まだ短い期間でしょうけれども、校長や教育長、保護者などの評価についてはどのようになっているのか。恐らく一生懸命頑張っておられるんだろうなと思っております。あとこれに関連して、現在部活に対して熱心な先生、教員もおろうかと思っております。そういった先生の職務を奪うものでもないというふうに、確かうたわれてると思うんです。ただそういった場合、働き方改革云々って言ったって、部活を持っている先生が結局は長時間労働で担うことになれば何も変わらない。部活を担うことによって、部活動指導員と兼業することができるのかできないものなのか、それも合わせてまずお聞きします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 保護者、町民の評価につきましては、担当のほうからこのあと具体的にお伝えしたいと思います。教員が部活動で大変だということで、今回の地域移行の中で、教員は勤務時間以後に部活指導したいとか土曜日にするっていう場合には、仕事としてではなくて、例えば地域のそういったスポーツ団体等の所属職員となって、兼職ということで報酬を出すということは可能であると。その代わり、本来の教員としての職務業務ではないので時間外にはあたらぬ。そういうような仕組みになってございます。ですから、本当に部活熱心な先生方が働き方改革で指導できないということではなくて、熱心な方についてはそういった取組みをする。地域移行の中でも、我々も指導者の人材バンクっていうんですかね、そういったものをしっかりと町内、あるいは町内だけではいるんな種目を賄い切れないうところもありますので、近隣の町村とも連携したり、いろいろ聞くところに

よると町内だけで人材を集めてるんじゃないなくて、結構近隣の町村からも人材を集めているという部活動指導員の状況も聞いてございますので、今後はニセコ町としても積極的にそういった人材を把握して、協力体制ができるような取組みを進めていきたいと考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 今、ただいまのご質問の身分と報酬について今資料を持ち合わせてないので、ちょっとお時間いただけますでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時45分

○議長（猪狩一郎君） 休憩中に引き続き、会議を開きます。

阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） お時間いただきましてありがとうございました。まず指導員の身分でございますけども、パートの会計年度任用職員ということになります。報酬につきましては時間給になっておりまして、1時間当たり1,478円ということで、時間に応じて支払うということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 先ほど教育長から答弁いただきましたが、熱心な先生が時間外に部活するときは兼業になるよと。それは土日に移行した場合のことだと思うんですね。自分が言ってるのは、土日を地域に移行するよりも、部活指導員制度を優先させて、現役で部活を教える先生が新たな人間を雇わないで自分がやりますよって言った場合、兼業で今のような報酬がいただけるのかっていうことを聞いたかったんです。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 兼業ということにはならないと思います。部活指導員は会計年度任用職員というかたちで採用するので、教員がというふうにはならないです。ただ、実際に今は町民学習課にいる地域おこし協力隊員が、その身分の中で総合体育館や学校へ行って指導したりするってことで、現職の先生方の軽減を図っているんですけども、先生方は兼業というようなかたちでの採用はできないので、休日等は地域部活動のそういう団体のほうでは兼職は考えられます。我々としては、部活動指導員を何とかたくさん採用できるように、人材確保で学校を盛り上げていければというふうには考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 3つ目についての質問です。先ほど教育長のほうからも答弁いただいて、大体学校の先生方の転勤の年数も大体このぐらいになってるんだというようなことで、以前より長くなったのかなと思っております。ただ、こういった制度がある程度広まってきてるのかなと。まして確立して広めていかなきゃならないんだろうなと思ってますので、それこそ広域的にですね、どこか

の地域がイニシアティブを取りながら、それでないと移動した先生が今まではこういう体制でいたけども、今度のところではこういう体制になってるから必要とされてないだとか必要とされるだとか、混乱が生じるんじゃないかなと思います。ですから、ある程度のそういった取組みとかも考えるべきではないかなと思ってますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 青羽議員ご指摘のように、我々も部活動指導員の人材確保にあたってはその辺りが課題であるというふうに認識してございます。また、地域移行の検討協議会のほうでも最終的には課題を整理して、人材をどうやって確保するかっていうと、やはり同じような人材不足ということになるので、本当にこの問題は管内の教育長部会の中でも共有しようということになってございます。やはりこれだけ人口が減り、中学校の部活動もだんだん減っていく中で、専門に指導できる人材を確保するためには、やはり広域的な考え方を持って取り組んでいかなければならないと考えてございます。検討協議会のほうでそのような点も生かしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、エアコン設置の必要性についてご質問いたします。地球温暖化の影響で、ニセコ町でも7月から9月にかけて気温が25℃以上に達する夏日や、30℃を超える真夏日になることも珍しくありません。札幌管区気象台による倶知安観測所の気象データを調べたところ、2019年には真夏日・夏日で43日間、20年では56日間、21年で52日間、今年は8月27日までで47日間。したがって2019年以降、夏日が急増し1か月強から2か月弱となっています。また、昨今では最高気温は34.4℃で、9月に夏日が5日以上あるとデータが示されています。今後温室効果ガス濃度がさらに上昇し続けると、気温はさらに上昇し、35℃以上の猛暑日が増加すると予測されています。高温になると寝苦しく、睡眠不足から体調を崩したり、暑さで体温調節ができなくなったりするなど、身体への負担が大きく、熱中症が原因で救急搬送されることも予想されます。気候の変化に伴い、暑さから身を守り、住民が健康に過ごすためには、ここニセコにおいてもエアコンが必要となってきています。特に高齢者など体力の弱い人たちは心配であります。エアコン設置の必要性をどう考えられているのか、また、設置についての支援は必要ではないかと考えますが、町長に伺います。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 令和3年4月に策定した「ニセコ町気候変動適応方針」の中での統計では、夏日及び真夏日の年間日数は長期的な増加傾向が見られ、10年あたりでそれぞれ1.6日、0.2日増加しているということでございます。これに伴い将来予測される影響として、健康面では熱中症による死亡リスクや医療機関受診者の増加が想定されており、適応の基本的な考え方として健康への影響に関する情報提供と対策予防の普及啓発を行うこととしております。現状の取組みはこの方針に基づいて行っている状況でございます。

また、高齢者に関するニセコ消防での屋内の熱中症と思われる搬送件数（救急出動）は、平成30年度が1件、令和元年度が1件、令和2年度が5件、令和3年度が3件、令和4年度2件となっております。

りまして、このトータル 12 件の内訳は夏の時期が 3 件で、他は夏以外の時期に発生しており、締め切った部屋での暖房などの影響によるものというふうに考えられております。近年全国では 40 度を超える酷暑日も観測されておりますが、現状でニセコ町ではそこまでの影響はないものと思われ、エアコン設置の支援につきましては今後の課題というふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7 番（小松弘幸君） エアコンを設置する場合、標準取付工事範囲内であれば工事代金を低めに抑えられますが、新規にエアコンを設置するには必要な工事としてエアコン専用のコンセントの新設や配管を通す穴も開けます。また、落雪回避を考慮するなど、室外機設置場所によっては配管延長、建吊り工事、室外機の壁かけ工事も考えられます。エアコン本体よりも工事代金の費用負担が高くなることも想定されます。

そこで、熱中症による事故を未然に防ぐため、住宅に冷房機が未設置の障害者がいる世帯や 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、並びに 65 歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、購入先は町内の販売店、業者に限って依頼した場合のみ補助する、町独自の補助金制度を制定できないか。制度内容は様々ですが、既に補助金制度を制定されている自治体もあります。私は福祉と地域振興を目的とした補助金制度と捉えておりますので、これについて伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 高齢者の中にはエアコンの風が寒いと感じる人がいたり、あるいはその住宅によっては使用の電気料がかさむなどのことも想定されます。そもそも熱中対策に特化すると、第 1 位はやはり健康管理が一番重要であるということから、これらの諸問題を整理するにあたって、まず町がエアコン設置を支援するには、これらの課題を総合的に合わせた支援というのが必要になってくるのかなと。例えばエアコンをつけるだけではなく、エアコンとセットで住宅を改修するだとか、それによってニセコ町が目指す CO₂ 削減につながるなど、そういった総合的な対策を検討していくべきかというふうにも考えておりますので、その辺も含めて今後の検討課題とさせていただきたいなというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7 番（小松弘幸君） 先ほど町長の答弁を聞きまして、冬期間の暖房によっても熱中症を引き起こすというお話を聞いて、なるほどなと感じたところであります。エアコンの話になりますけども、工事ができない場合に限っては、窓枠などに固定して設置する冷房機本体の費用及び設置費用も補助対象にするべきと私は考えてるんですけども、これについてもお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 風冷扇というのもどうやらあるらしいです。何ていうんですかね、冷たい風の出る扇風機っていうのもあるようなので、その辺も含めていろいろと考えていく必要があるのかなと思うんですけども、いずれにせよ、うちの保健師が高齢者のお宅を訪問する際には、熱中症に限らず、健康管理、特に最近多いのが認知症などによる将来不安だとか、個々多数の相談を受けている状況でございますので、できる限り個々の問題に対応していくことを心がけていきたいな

と思いますので、引き続きご指導いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 実は経過としては、特別養護老人ホームニセコハイツも病室に何人か入っておられて、最近暑くなってきたので、それを大変私も心配しています。エアコン設置の打診を現場にしましたが、やっぱりご高齢の皆さんは現状でも寒く感じる方がすごく多いということで、病室には必要ないということでしたので、本当に暑いときに従業員含めて風があたるようなスポットクーラーというのを貸していただいたんです。ですから一概にクーラーってということでもないようなので、その辺はまた現場実態に即して検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

この際、議事の都合により、午後 2 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 00 分

再開 午後 2 時 13 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 4 発議第 4 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 4、発議第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

木下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（木下裕三君） 去る 9 月 8 日の本会議において当委員会に付託されました発議第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案に関して、9 月 8 日、全員出席のもと産業建設常任委員会を開催し、慎重審議しましたので結果を報告します。

発議第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の件は、願意を妥当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 委員長の報告が終わりました。

これより発議第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言をします。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の件を採決します。

本件は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 決議第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第5、決議第1号 特定放射性廃棄物の処分に関する決議の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1番(篠原正男君) 決議第1号 特定放射性廃棄物の処分に関する決議についての件につきましては、議員全員が賛同して提出するものです。提案理由の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

後志管内において、特定放射性廃棄物の処分場選定における手続の第一段階となる文献調査が実施され、町民の中に不安が広がっている。国内で原子炉が稼働している以上、今後特定放射性廃棄物の処分場は必要となり、避けて通れない現実である。町民の一人ひとりが安全で健康的な生活を過ごすためにも、これらの施策について特定の関係者だけではなく、広く議論され理解を深めることが重要であると考え、決議案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は議員全員が賛同し提出するものでありますので、質疑並びに討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、決議第1号 特定放射性廃棄物の処分に関する決議の件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言をします。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第2号 ニセコ町教育委員会教育委員の任命についての件を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2 ニセコ町教育委員会教育委員の任命についての件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(猪狩一郎君) これより日程第8、議案第3号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(猪狩一郎君) これより、日程第9、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(猪狩一郎君) これより日程第10、議案第5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小松議員。

○7番(小松弘幸君) まず11ページ、14節工事請負費の中央倉庫群営繕工事66万7,000円ですが、以前はカフェでしたが今年の4月よりスープカレーのお店としてオープンされ、現在は多くのお客様で賑わっている状況だと思います。この施設は交流施設としても利用できるスペースとなっており、匂いがこもってしまうのでテレワーク等を利用される方に迷惑がかかっているのかその辺の状況と、今回の補正の額は業務用のレンジフードに交換するのか、これについてお聞きしたいと思います。

あと2点あります。14ページ、7目環境対策費ですが、先進事例を学ぶために11月よりドイツのフライブルクへの視察に2名が参加されますが、そのスケジュールとどういった方が参加されるのか、エネルギーについても学んでくると聞いておりますので、これについて伺いたいと思います。

3点目です。16ページ、3目18節め負担金補助及び交付金の新規作物及び新規栽培技術導入チャレンジ事業補助ですが、サツマイモの生産に必要な農業機械導入として、来年の生産に間に合わせるための補助金と聞いております。サツマイモの生産にはいろいろな工程があると思いますが、この機械はどういった機械なのか、また、現在サツマイモの生産に取り組んでいる農業者はどのぐらいいるのかお聞きしたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 高瀬課長。

○企画環境課長(高瀬達矢君) ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の中央倉庫群のレンジフードの関係ですけれども、現在ついてるのがお茶を沸かししたりといった程度で、一般的な家庭用のフードということです。今回チャレンジキッチンということで昨年来やってきたんですけれども、今年の春からスープカレーを重点的にやってきました。非常に好評で

入館者数も増えていたところなんですけど、やはり仕込みだとか匂いが相当きついと、今年鹿の肉なんかも時期的に出して好評を得たんですけども、その仕組みなんか非常に匂いがするというような声があったもんですから、ちょっと工務店さんのほうにご相談して現地を見てもらってですね、やはり業務用のほうがかなりいいのではないかと。一般的には私が聞いたところでは、600 m³/時間ですか、空気を吸い込む単位なんですけども、今回はその3倍くらいですか1,540 m³/時間くらいの機能を持った業務用だと考えております。業務用の有圧換気扇にして、外からの風が逆風に負けないような仕組みになっているようでございます。この辺に期待をしたいところでございます。工事費が大きいんですけども、換気扇等につきましては10万円そこそこなんですけど、ダクトなどの工事に26万円、電気工事、スイッチ等、既存の撤去費なんかも5万円程度、あと諸経費というような感じになっているところでございます。

それから2点目のドイツの視察の部分でございますが、スケジュールにつきましては今年の11月1日出発の7日間の予定というようなかたちになっています。参加者の予定でございますけども、今回うちの職員としては企画環境課の環境モデル都市推進係から1人と都市建設課の係から1人、今選抜しているところでございます。そのほか町内の事業者さん、旭化成ホームズの方、ウェルネストホームの方などを予定していて、現地に行って、今進めているニセコミライについても勉強ということで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 栽培チャレンジ事業の部分をご説明させていただきます。導入機械はサツマイモを作付するときのために必要な機械であります。サツマイモは畝を高めにしなきゃいけないので高畝をつくるためのマルチャーの部分と、その後に苗を定植するために使うサツマイモ定植機の導入でございます。あと、サツマイモを町内でつくられている人が何件いるかという部分ですが、直売会程度の小さな作付をしている方が数件いるという話は聞いてございます。正式な数字は現在持ち合わせていません。作付動向に皆さんの報告が出ているかどうかもちょうとわからないものですから、その部分は控えます。以前予算の説明でもあったかと思いますが、2haという大きな面積なので必要だということで導入させていただきたいという提案でございます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 工事請負費の関係ですけども、先ほど油圧換気扇を設置するというので、これを交換することで改善されるというふうに考えていいんでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 今回の換気能力が600 m³/時間から1,500 m³/時間に上がるということなので、今調理している部屋の中の換気は十分かなと思っています。ホールの天井のほうにもちょうと遠いんですけど、4つ大きな換気がついているので、そちらのほうもフル回転してやろうかなと思ってるところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 今の件は了解しました。

2点目の環境対策費の視察の件ですけども、先ほどこのニセコミライで活かすというような話を聞

いたんですが、これは例えばニセコの公共施設だとかニセコ町全域で活かすということは考えていないということですか。これはあくまでもミセコミライの関係でということと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ニセコミライというだけではなくて、ニセコ町がこれから取り組む環境対策全般にわたって視察をしていただきたいなというふうに思っております。例えば、あちらの現地に黒い森というところもありまして、ニセコ町も昨年森林ビジョンを作成いたしまして、そういう意味でも取り組もうということも含め、基本的にはニセコが取り組むべき環境政策全体ということで押さえております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 3点質問させていただきます。1点目、2点目は13ページです。先日の説明の内容も確認する意味でお尋ねいたします。1点目は1目社会福祉総務費の中の償還金利子及び割引料158万5,000円ということですが、この説明の中でニセコ福祉会の財務分析というふうなご説明だったと思うんですが、これは例えば財務分析によって、今後ニセコハイツそのものの建替えとか改修とかといったことと連動している事なのか、あるいは全然別の経営的な分析だけなのかということが一つ。

それから2点目は、その下の12の委託料です。ニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料はこういった最適化する事の検討というのは、何か制度的あるいは法的に義務づけられて行うものなのかお尋ねします。それで、こういったことによってどういうことを目指そうとしているのか、あるいはこういった検討は定期的に行うものなのか、制度についてお聞きしたいと思います。

それから3点目です。ただいま小松議員のほうからもお尋ねのあった15ページ、視察についてです。今お話ありましたようにフライブルク、環境先進都市ということで有名な場所でもありますし、クラブヴォーバンの事務所もあるのではないかと思います。総合的にいわゆる項目について視察ということらしいんですけども、これについての詳細なプランというのは請求すれば資料としていただけるものかどうか。それから、戻られた場合にこれの報告というのはどのようにされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

13ページの補助金ですが、今高木議員がニセコ福祉会への補助とおっしゃったのですが、これは令和3年度の国からの障害の関係の補助金ですので、福祉会とは関係ありません。こちらからの説明がうまく伝わってなかったのかなと思います。これは制度に乗った障害サービスに利用した実績に対する補助金の返還なので、これはニセコ福祉会とは一切関係ございません。それを踏まえて次の12節の委託料の部分でございますが、この予算につきましては令和4年度の当初予算でも計上しておりますニセコ福祉会のいわゆる赤字の部分について、その改善策を調査するということに主眼を置いた業務委託を想定してございました。それについて4月以降も引き続きどういったかたちで調査していくのがいいのか内容熟度を高めていたところ、単に社会福祉法人ニセコ福祉会の経営を分

析するだけでは、なかなかその効果に対する課題等も明確にできないところもあるだろうというご指摘も受けて、それを踏まえた上でさらにニセコ町全体としての介護保険の機能としてのキャパですとか、現状の位置、在り方ですとか、そこも含めたトータルの現状分析をまずした上で、課題を明確にするといった意味での委託業務になります。何か国の制度に乗った定期的な検査とかではなく、もともとの主眼はニセコ福祉会の赤字経営を改善し、ニセコ町で引き続き高齢者サービスが持続できるようなどの整理をしていきたいというところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ドイツの視察研修の件でございますけれども、プランについてはもう既にでき上がっておりますので、中身は細かく書いてあるものを後ほど提出するのは構わないです。それから視察後の報告会というご質問だと思うんですけども、これまで海外研修等に行った職員は課長会議等で報告をしていただいているようなところでございます。場合によっては、今後も環境の町民講座等が開催されるのかなと思ってますので、必要であればニセコまちとも合同で、その場で職員の報告をしてもらっても構わないかなと考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） すいません、最初の質問で私の誤解があって、2番目の質問との説明と一緒にくたになってたなど。今改めて理解いたしました。その上で、赤字の発生が主目的で、それに対する改善策と介護保険の運用ということになっていて、これは特に指示されてとかではなくて、この際一緒に全体の事業について見直しとか改善策を検討するという理解をいたしました。それでよろしいかどうか再確認いたします。

それから今のドイツ視察の件なんです。今お話がありましたように報告についても場合によっては町民講座等で実施していただけるということですね。せっかくかなりのお金をかけて遠くまで行って、総合的に広く視察をされるということですので、ぜひこれが業務に生かされるような対応ができるよう希望したいと思います。そういうことで、ニセコミライが手がける新しいまちづくりに主に資するということだとは思いますが、やはりこれがニセコ町全体、町民にとってもプラスになるような対応をぜひしていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 高木議員が今おっしゃられたとおりの内容のものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 町全体へのまちづくりという観点からですね、私のほうからも主催のほうにお話してみたいと思います。何とか実現できるように方向づけたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） ドイツの視察研修の件なんですけれども、11月1日スタートということなんですけど、ちょっと期間的に迫ってると思うんですが、ここに至った経緯ですね、その辺を教えてください。先ほど課長が言われたように民間業者と一緒にドイツに行かれるということ、しかも聞いたところウェルネストホームと旭化成ホームズと行くということで倫理的な面でいろいろ疑われる部分があると思うんですけど、その辺をどうお考えか教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 今回の視察は、あくまでも民間事業者の企画にうちの役場職員が参画するという建付でございまして、日程等につきましてはそちらの民間のほうで計画して、うちのほうで参加できるかどうかということでございました。あと参加者に旭化成ホームズさんとウェルネストホームさんがいらっしゃいますが、いずれも今回ニセコミライの街区整備に資金提供をいただいているとか技術提供をいただいている民間会社ということでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 私のほうからもう少しつけ足しということで、この研修については相当前から、ちょっと細かくはここで出てくるわけではないんですが、相当前から実施をしている研修で、毎年国も含めて全国の自治体の方々もフライブルクのヴォーバン地区の様々なエネルギーのまちづくりを見に行っているというもので、このところコロナで中止をしていたけれども何とか実施をしたいということで、ずっとその辺のところの模索をして、何とか今の時期だったら11月でも行けるかということで、少し期間は早急になりましたけども、よしやれるということになったのでこの時期になりましたということが一つあるかと思えます。それから、民間と一緒にというところがございますが、この研修を活用させていただいて、もともとこのニセコまちという会社をつくるにあたって、元社長も取締役となってくださってる建設会社等々の方々も自らの資金でこれに参画をして実施をしている、といいますか実際に見に来ているということで、今ニセコミライで実施しようとしていることの大元の理由とその効果というものはっきり目の当たりして見てくるということが最大の理由でございます。どのようなご指摘の部分かわかりませんが、我々としてはこれについては引き続き実施をさせていただきたいと強い思いでありますので、派遣をさせていただきたいと考えてございます。ニセコミライを実施していくにあたっては、関係するものについてはできれば全員に見せたいというぐらいの気持ちであります。そこはなかなかそういうかたちにはいきませんので、今回については2人の派遣でということ。これまでずっとご説明も各地でさせていただいた高気密・高断熱の意味でありますとか、住宅の価値というものでありますとか、そういうことも含めて実体験として視察してきてほしいということの予算でございますので、ご理解をいただければと存じます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） ご説明いただいて、今回私が認識していた内容と乖離していることは理解しました。その上で承認する上でお聞きしたいことは、何人ぐらいで行かれるのか教えていただけないでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 人数はまだ確定ではないんです。今のところ10名程度というふうに事務局からはお伺いしているところでございます。うちの職員2人を含めて10名程度ということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 10名程度の中でニセコ町職員が2人で、あとの8名の内容を大ざっぱで構わ

ないので教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 残り 8 名なんですけども、旭化成さんのほうで 2 名程度、ウェルネストホームさんで 2 名程度、もしかしたら 3 名というお話も聞いております。それから町内事業者にも声をかけているということですが、まだ確定をしないようです。今回のツアーとしては、ちょっと関係ありませんけども、8 名から 12 名でないといろんな経費が賄えないということで、そういうかたちで 10 名となっています。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ちょっとわかりづらくて申し訳ありません。この研修自体はもう 6 年前からずっと継続してやっているもので、我々が加盟してるクラブヴォーバンが主催をして、全国の自治体だとかその断熱に興味ある皆さんに情報を出してるんですよね。これまでも日本経済新聞社の皆さんも行かれたり、今回自治体に全部出してるかどうか私は承知しておりませんが、ニセコ町だけのために出すわけじゃありません。これまでうちの建設課の職員が行って、そのことによって今高断熱・高气密の政策をつくって環境の作業をさせていただいてますし、基本的には毎年 1 名から 2 名はずっと出そうって私どもは決めていたんですけど、実はコロナで 2 年間中止になって派遣できないということになっていました。今回何とか出したいということで、当然来年以降もできれば毎年 1 人か 2 人出して、この環境モデル都市が具体的に作業できるように、やっぱり現地を見ないとわからないことが随分ありますので、そういうことを現在考えているような状況であります。ぜひともよろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 11 ページの 1 項 1 目 12 節条例改正等例規整備業務委託料 88 万円についてまず伺います。この 88 万円の積算根拠はどのようになっているのでしょうか。それから、条例改正についてどのような工程を経て進められるのかと。いわゆる今回の業務委託に関わって、どのような工程を踏まれるのかと。それからこれ大事なところなんですけども、今回の法制法改正の中でいわゆる実施機関等については、議会が含まれてない、外されてしまったということですから、議会は独自に法改正対応する条例をつくらなくちゃいけないということは理解してるんですけども、今回の 88 万円の中にそれらが含まれているのかどうかという点もお伺いしたい。それから、何よりもやっぱり個人情報ファイルの作成ですとか、今までとは若干異なっていて、かなり緻密な作業もまた必要となってくるだろうというふうに想定されるんですが、これを役場として条例をつくり上げていく体制というのは、どのように考えられているのか。特にその中で現行の審議会・委員会なるものも、私は活用すべきではないかなというふうに考えるんですが、その点も含めてお伺いをしたいと思います。

それからもう 1 点ですが、先ほど来、各委員から質問のあった中央倉庫群の営繕修理 66 万 7,000 円に関わってなんですけども、単純な質問ですが、いわゆるホールと調理するところとは完全に隔離されているのでしょうか。それだけお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず今回の委託料 88 万円の積算根拠ですけれども、基本的には今回第一法規さんに委託をかけるのですが、実は当初うちの例規がぎょうせいさんだったのでぎょうせいさんに伺ったところ、ぎょうせいさんではもうできないということで、第一法規さんをお願いすることになりました。今のところこの 2 社しか受けていただけないところがないということもあって、第一法規さんをお願いすることによって、第一法規さんの見積り上の積算では、積算根拠というお金の積み上げではなく、内容としては今回必要となる例規整備の手法、それから事例を解説したマニュアルの提供、それから個人情報保護法施行条例の制定の素案、それから審議会とか情報公開条例の改正の素案、その他所要の例規の整備等の精査ということの内容で、一式 88 万円という見積りをいただいているところでございます。条例の構成ですけれども、まず今回この整理の委託をかけさせていただいた後に構成をどうするかというところは、今後考えなきゃいけないということで、今回うちのほうの今ある現個人情報保護条例については廃止をし、新たに個人情報保護法施行条例というのを施行しなきゃいけないということで聞いております。その中で自治体として設定しなければならない内容、影響を受けるものとしては個人情報の範囲を限定、生存する個人情報に関する情報、それから口頭での開示請求は今回許容されませんのでその取扱い、それから個人情報取扱事務、登録制度、情報公開条例との関係の整理、審議会の役割、それから目的外利用と外部提供の在り方の検討、情報連携やデータ利活用の影響、これらの内容を早々に委託し精査をしていただいた中で、うちで方針として決めていかなければならないという内容でございます。それから今回、議会が実施機関の中から抜けているということですが、議会につきましては国会・裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないということで、国会と合わせるかたちで整合性をとるために、今回は地方公共団体の機関からも除外されたというふうに説明がされております。今回の委託の中には実は議会の内容については含まれてはいないんですが、第一法規さんとの話の中ではその部分についても情報提供いただけるように調整を図っているところでして、委託業務の中には入ってないんですけれどもサービスの一環として提供を受けるということで一応話は進めております。それから、条例の整備に関する体制なんですけど、基本は条例に関して言うと私たちが原課でつくる条例もありますけど、それを基本的に総務課で審査をして、審議会条例の審査会などを通して、必要に応じてパブリックコメント等を行って条例制定し、上程していくという流れにはなります。体制的には総務課総務係が審査を行うという体制でございまして、今回委託した経過としては先般の説明会でもさせていただいたとおり、定年延長の大きな改正も実はあった上に、個人情報のほうの大きな改正もあるということで、2 つ大きなのをいっぺんにできないということで、他の自治体では全部を委託しているところもかなりありますけども、定年延長については何とか自力でやりたいというふうに考えております。個人情報については取扱いが非常に微妙な部分もありますから、委託を行いたいということで担当と話して分散させていただいたという経過でございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 中央倉庫群の部屋の関係ですけれども、ホールと現在調理している場所はドアがきちんとついていて完全に分離されてると。ただ気密度についてはちょっと不安がある

なというようなかたちです。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） まずは個人情報保護法に関連する条例改正については、おおむね進められていることが理解されましたけども、過去の例にならって条例改正で今回ぐらいの量で 88 万円っていうのは高いのか安いのか。どう考えてるのかっていうのを教えていただきたいと。それからもう一つ、今回の条例改正に関わって、職員間もしくは総務課と原課との積み上げによる条例改正も必要ですけども、そのほかにニセコ町としての意思決定なり、また外部からの判断を仰ぐものも私は含まれてるんじゃないかと。そういった意味で、例えば審議会の知見を得るですとか、そういう対応というのにも必要じゃないかというふうに考えてまして、その辺についてはどう考えられているのかお伺いをします。

それから中央倉庫群に関わってなんですけども、私がお話したいのは、調理場だけをいくら換気をよくしても、下から吸い込み上から出てくるっていう施設全体の循環のどこかを断ち切らなければ、匂いの防止にはならないんじゃないかと考えます。ですから、換気扇を変えるのも大事ですけども、厨房とホールを仕切るドア等の気密性を高めるような努力をしなかったら、全く意味ないんじゃないかっていう考えから質問をさせていただきました。その辺について何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず価格について高いか安いかというところは、他の町村の価格を基準にしてみると正直かなりお安いと思います。今回他の町村で定年延長プラス個人情報保護条例の委託をみますと、聞いている分には 500 万から 600 万、700 万円というような数字が聞こえておりました、それに比べると個人情報だけではありますけど、80 万円というのはかなり安いというふうに認識しております。それともう一つは、外部の人材の意見もきちんと聞かなければいけないということは全くそのとおりでございます、私も個人情報保護に関してはやはり外部の意見をきちっと聞くべきだというふうに思っております。ちょっとうちのほうの取り組みが若干遅くなって、この時期に提案させていただいたんですけども、他の町村だと恐らく 12 月定例会で提案していくものと思います。ただ 4 月までに間に合えばいいので、うちは 3 月定例会で提案させていただくようになると思います。いずれにしても、ある程度時間をとって情報公開審査会・個人情報審査会のほうの意見をきちっと聞きながら、あとパブリックコメントもしっかりやっていかなきゃいけないかなというところを思っておりますので、もちろん関係する他部署の意見も聞かなきゃいけないというところもありますけども、基本的には個人の情報を扱うということで、きちっと外部の意見も取り入れていかなければいけないかなというふうには感じております。今回死者の情報については個人情報の対象外というふうにされますので、その辺の取扱いについてもしっかりと考え方を整理して、説明できるようにしていきたいと思っております。実は今回ちょっと頭出ししようかと思ったんですけども、もう少し精査してから情報提供させていただきたいと思っております。12 月定例会の前には一度進捗状況を含めて提案させていただき、ご説明させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 中央倉庫群の件でございますけれども、今回フードを換えさせていただけますけれども、ホールのほうの換気機能を高めるとなると相当の経費等も見込まれるのかなと。現在強制換気で4か所、相当天井が高いんですけども、4か所ついていてすごい大きいダクトで流してはいるんですけども、それを上回る調理室からの匂いということで、先ほどご紹介したように今回スープカレーということで、完全にカレーの匂いを消すということは不可能なのかなというふうに認識しております。今回フードを付けて何ら解決されないということはないと思いますけれども、私が現地を見て次の一手として工務店さんと相談しているのは、換気扇も実はちゃんとしたものがないんです。せいぜいその程度で、それでも駄目な場合は、やはり調理の内容や仕込みの方法自体を検討するしか方法はないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 条例については理解をしました。

それと、中央地倉庫のカレー臭については、私は単に調理場とホールとの仕切りをしっかりとしたほうが漏れがないんじゃないかっていうだけの話で、それだけの話なんです。それだけお答えいただければと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 調理室自体はそんなに大きい部屋ではないんですけども、そことホールの壁をしっかりとしても必ず出入りするものですから、ホールにはやっぱり匂いはいくのかなというふうに考えています。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

高瀬議員。

○3番（高瀬浩樹君） 2つほど。まず17ページ、2目町有林造成費の8節旅費、これから新規林業を立ち上げるということで、先日の説明では札幌方面と神奈川へ行かれるということなんですけども、どのぐらいの人数でどういったところを視察されるのか質問したいと思います。

もう一つは、18ページ、2目観光費、ビュープラザの修繕料ですか、確か自動ドアっていうことなんですけども、ビュープラザのどこに自動ドアがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） ビュープラザの自動ドアの場所なんですけれども、女子トイレと男子トイレ、あとトイレ棟から真ん中の観光協会の情報棟に入るところの3か所になります。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 町有林の部分に関しましては用地買収を進めさせていただくための予算ということで、札幌への旅費予算としては2名5回分で2万円、神奈川に関しては多めに想定をしまして2名で3回行かせていただくと考え、予算計上をさせていただいております。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬議員。

○3番（高瀬浩樹君） トイレのほうはわかりました。

新規林業の会社設立に向けた視察ということなんですけども、すぐということではないと思うんですけども、いつぐらいがこの立ち上げの時期なのかお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 一応今いろいろ話し合っているところで、年度内には法人設立をきちっと進めていきたいと内容を詰めているところでございます。いずれタイミングを見つけまして、議会の皆さん、町の皆さんにも説明できるようなかたちで発表していきたいなというふうには考えております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦議員） 3点ばかり質問させていただきます。1つ目は11ページ、5目13節FMの建物借上料16万5,000円となっておりますが、多分これ今年分だと思うんですけども、来年度以降は年間でどのぐらいを予定しているのか、それとその金額の根拠をお示しいただければと思います。

次にその下、12目10節光熱水費6万2,000円、これヘリポートと聞いてるんですけども、旧ヘリポートでいいのかどうかの確認で、今さらなぜここに上がってくるのかお尋ねしたいと思います。

もう1点、15ページ、2目14節、これ1項目しかありませんけど、最終処分場の修繕工事、冬に壁が壊れたということで直してるかと思うんですけど、これはどこの工事をやるのかお聞かせいただきたいと思います。以上3点お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） コミュニティFM送信所の建物借上料を今回予算提案させていただき審議をお願いしてるのは、10月分からの半年分ということで、年間にしますと33万円、消費税込みということでございます。月額にしまして2万5,000円の消費税ということで、グリーンリーフさんの建物所有者と協議をさせていただいて合意したということです。お話によると民間の場合はまだまだ高い値段でいろんな屋上を持ってるんですけども、そこちょっと値段とかは言えませんが、ニセコ町の防災ということで非常に安く貸していただけるものという認識しているところでございます。施設につきましては機械室が送信設備が2台と無停電装置、UPSと言いますけど停電になっても17時間分ちゃんと流れるように、そんなに大きくないですけど1㎡程度のスペースです。あと屋根のアンテナにつきましては横から出して立てるものですから、面積的には何もないですけども、そのアンテナと合わせてこの値段でということでお話しさせていただいて、合意したものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 浜本議員のご質問にお答えしたいと思いますけども、11ページの光熱水費については副町長からも説明がありましたようにちょっとお恥ずかしい話でございまして、うちのヘリポート、実はFM用とうちの施設管理用の子メーターが2つついておりまして、広報で払うべき電気料とうちの財産管理で払う電気料を分けておりまして、広報のほうでうちの分を払っていて、広報の分をうちが払っていたというような取り違いがありまして、それで今年度修正をしたんですけども、予算計上をそもそも取り違ってしまったものですから予算の不足が生じてこういう補正になったというところです。職員の計上ミスということで大変申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 浜本議員の質問にお答えします。これにつきましては、前回補正予算であげさせてもらって今工事の最中なんですけど、2年連続でひび割れやズレが腰壁で生じていますので、それを今後同様の破損がないように補強するための工事の補正となっております。補強ですけども、鉄骨のスペンが相当長い3メートルから4メートルぐらいありまして、それにセメント盤があると。それが押されて割れるので、その間に補強の鉄骨を設置をして、予定では6か所程度と考えてますけども補強をして、今後同じようなひび割れ等が起きないようにするものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦議員） ちょっと逸脱するかもわかりませんが、ヘリポートはもう使われていないので、今後どのように管理していくのか。たまたま私この間見たときにも、ヘリポートのあちこちに草が生えているのはまだいいんだけど、木が生えてくるといざ使うというときに使えなくなるので、今後も含めてどういうふうに管理をするかですね、簡単でいいですけどちょっとお聞きしたい。

それともう1点、最終処分場、多分これ町長が現役のときに設計されたもんだと思って承知していますが、再三壊れていますので、直すときはきっちり直さないとかえって金がかかるということになりますから。予算は通しますから、きっちりあげてきっちり直して、あまり手間暇かからないようにお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） ヘリポートにつきましては今、最低限の管理をさせていただいておりますけども、民間事業者さんが借りたいという事例も実はあります。緊急用とか、例えば何か物資を運ぶのに中継地点に使いたいとか、そういう問合せがあって使ってはおります。ただ、常時使っているものではないんですけども、観光用に使いたいというようなお話もありますので、民間さんに管理を任せることも含めて、今検討しているところでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） これにつきましては補強するだけでなく、昨年度同様見回りも定期的にして、周辺の除雪、屋根の雪庇を切ったりっていうのは当然やっていかなければならないと思ってます。一応今回壊れた箇所工事をしている業者さんとうちの建設課とで、この補強すれば大丈夫だろうというかたちなのでよろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 塵芥処分場につきましては、私が当時責任者でつくらせていただいた施設で、雪の多いときは毎回ではありませんが、結構今まで何度も破損していて、本当に申し訳ないなというふうに思っています。あの施設自体は移動することを前提としてつくってますので、腰壁自体は本当に脆弱につくったんです、当時はいいとして。屋根の雪が落ちてこういうことになるっていうことは、正直言ってコンサルタントも施工業者も想定していないという状況でありました。今後塵芥処理場は閉鎖に向かっていますが、建物自体はかなり面積があるので、将来有効利用が可能ではないかというふうに思っています。それで今回直させていただいて、閉鎖手続が完全に終わった暁には、またそういう有効利用を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。何度も保険対象になったりして本当に申し訳なく思ってます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 先ほどからたくさんの議員の皆様が質問している内容ですが、私も非常に興味あることですので、1点質問させていただきたいと思います。ドイツのフライブルクの視察の問題なんですけれども、先ほど町長のお話ではこういう計画は大分前からされていた。コロナで中断したけれどもおっしゃいましたけれども、私もいろんな情報でこのニセコミライの開発、これは今民間株式会社って言うてますけれども、50億も60億もかかるような財政に非常に大きな事業ですので、そしてまた環境モデル都市ニセコ町としての大変大きな目玉ですので、そこでちょっと伺いたいですけれども、町長が相前から計画していて、今回職員としては2名派遣するっていうことなんですけれども、これまでも町の職員の方をフライブルクに派遣されてきたかと思うんですけれども、それは何人ぐらい行かれてきたのか、それから今後もまだまだあと何年かかるかわかりませんが、5年10年20年かかるかもしれませんが、ニセコミライの開発に関していろんな情報のために視察に行く方もいらっしゃるかと思うんですけれども、まずはこれまでの派遣された職員が何人ぐらいいらっしゃるのか、それから今後も計画される方もいらっしゃると思いますけれども、その辺のところぜひ聞かせていただきたいと思ってます。それから、私は残念ながらその報告、派遣された職員の方の報告があったかと思うんですけれども、あんまりちょっと聞く機会がなかったように思うんですけれども、毎回その報告っていうんですか、そういうことはされてきたんでしょうか。もしされたとしたら何回ぐらいされてきたのか、その辺りを少しお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） これまでの職員の派遣ということなんですけれども、私の記憶ではいま都市建設課の金澤係長、そのあとにうちに元いた宮坂係長、今はニセコまちへ行ってますけれども、職員ではこの2人かなと思っております。あと報告会については直接この2人から報告会があったという認識を私は持ってないんですけれども、恐らくこれまでもニセコまちの町民講座等で、このドイツの視察については何らかのかたちで報告されてたのではないかなと思っています。今回先ほど高木議員からもお話あったので、機会が得られれば職員の報告の機会をそういう場面でできないか相談してみたいと考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでも、去年も当初予算にあがって、コロナの可能性で実施するかわからないから、実施確定したら補正予算で出そうということで、当初予算から落とさせてもらってるんです。今年も落としているんですね。それで、今回やれる見込みが立ったということで、補正予算を出していただいたということで、こういうふうになるとやっぱり急な感じがするので、今後はなるべく当初予算で見込んでおきたいというふうに思います。ただ先ほどからニセコまちのためにみたいと思われるような、ちょっと誤解されるような説明をしまい申し訳なく思うんですが、今ニセコで高気密・高断熱含めて環境モデル都市を進めたいということでこれまでもずっと出してきて、その結果行った者がこんなにすごいのかと。それをできるっていう自信を持って、今公営住宅、例えばこれまでやってこなかった省エネとか、どんどんやっている状況なんですよ。やっぱり現地のそういう最先端を見ると、例えばこの庁舎こんなに厚いっていうのは皆さんびっくりされるんですよ。そ

ういった知見を得るっていう意味では、職員の資質向上という面では今後も継続して出していきたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第11、議案第6号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（猪狩一郎君） 日程第12、議案第7号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案7号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第13、議案第8号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題とします。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(猪狩一郎君) これより日程第14、議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは日程第14、議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたしたいと存じます。左上に令和4年9月15日と書いた、第7回ニセコ町議会定例議会(追加)の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第9号のご説明をいたします。

議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ475万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億590万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、第1表から4ページまでは記載のとおりということでございます。

5ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出でございますが、今回の歳出の補正額は475万9,000円ということで、この財源につきましては全額その他財源として、財政調整基金が282万7,000円、一般財源として193万2,000円を充当するというところでございます。

それでは8ページでございます。3款2項1目22節の補助金等返還金34万8,000円。これは令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業、令和3年12月に18歳以下の子ども1人に10万円を給付した事業の事業費確定に伴う受入れ超過分の補助金を還付するというための補正でございます。

続きまして9ページ、10款7項3目14節の学校給食センター調理器具修繕工事158万4,000円でございます。まず、別にご用意をいたしました補足資料をご覧くださいと存じます。2ページでございますが、左上の写真をご覧くださいと思います。給食センター内で使用している2台あるIH回転窯、これの左側の窯を加熱するインバーターでございますが、このインバーターが3台ありまして、その3台のうち一番左側のものが経年劣化により故障したため交換をいたします。なお併

せてもう一方の回転窯、左上の写真の右側の窯でございますが、こちらのインバーター3台中2台についても今回故障したものと同時期に設置をしております、耐用年数も切れているということから合計3台のインバーターの交換を行い、給食の調理業務に支障が出ないよう対処するというものでございます。

それから10ページ、11款3項1目14節の墓地単独災害復旧工事282万7,000円。こちらにつきましては墓地の災害復旧でございますけれども、先ほどの補正資料の1ページのほうに写真が掲載しております。字里見、国道5号線の東側になりますけど、この正覚寺さんに向かう町道に入りましてすぐ右手に中央墓地がございます。この中央墓地の一番道路側、一番下側でございますが、8月16日に発生した集中豪雨によりまして写真のとおり墓地近接の法面が崩れたため、復旧費用を補正するというものでございます。なお本件は災害復旧事業債、交付税措置50.8%となりますが、この災害復旧事業債を充当する見込みという予定でございます。

続きまして、これらに伴う歳入でございますが、6ページにお戻りいただきたいと思います。今回の補正では、まず19款1項1目1節の財政調整基金繰入金3,300万円を充てます。それからその下、20款1項1目1節前年度繰越金として175万9,000円を充て補正をさせていただきたいということでございます。前年度繰越金につきましては、これによりまして残額として2,093万7,000円の残ということになります。

なお、今回の補正の概要、今回の補正に伴う全会計の総括表などは補正予算資料のNo.5にまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第9号の説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第9号 令和4年のニセコ町一般会計補正予算についての質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これ、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言をします。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本、案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議員派遣の件について

○議長（猪狩一郎君） 日程第 15、議員派遣の件についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件はお手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

◎日程第 16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第 16、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第 70 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第 17 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第 17、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

総務常任委員長よりお手元に配付したとおり会議規則第 74 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎日程第 18 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第 18、閉会中の継続審査の申し出についての件を議題とします。

決算特別委員長よりお手元に配付したとおり会議規則第 70 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。決算特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和4年第7回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎 (原本自署)

署 名 議 員 篠原 正男 (原本自署)

署 名 議 員 木下 裕三 (原本自署)